

孤独・孤立対策関係予算一覧

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算)

内閣官房孤独・孤立対策担当室

○令和5年度予算案

(単位：百万円)

No	事業名	令和5年度 予算額	担当府省庁	備考
1. 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする				
1-①孤独・孤立の実態把握				
1	孤独・孤立の実態把握に関する全国調査	44	内閣官房	
2	在外邦人の孤独・孤立実態調査実施費	8	外務省	新規
3	在留外国人に対する基礎調査の実施に必要な経費	11	出入国在留管理庁	
4	外国人材の受入れ及び共生社会の実現に係る企画立案に資する各種会議等の運営に必要な経費（関係者ヒアリング）	1	出入国在留管理庁	
5	「社会技術研究開発事業」のうち、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築（社会的孤立枠）」（JST 運営費交付金事業）	1,700 の内数	文部科学省	
1-②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信				
6	孤独・孤立対策用ホームページの改修	14	内閣官房	
7	ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信	非予算事業	内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省	
8	支援情報検索サイトの運用	80 の内数	厚生労働省	
9	自殺対策に係る広報の制作・実施業務	80 の内数	厚生労働省	
10	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,716 の内数	法務省	
11	公正な在留管理の推進、共生社会の実現	5,154 の内数	出入国在留管理庁	
1-③声を上げやすい環境整備				
12	孤独・孤立対策用ホームページの改修	14	内閣官房	再掲
13	ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信	非予算事業	内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省	再掲
14	支援情報検索サイトの運用	80 の内数	厚生労働省	再掲
15	自殺対策に係る広報の制作・実施業務	80 の内数	厚生労働省	再掲

16	児童生徒の自殺予防	非予算事業	文部科学省	
17	子どもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	3,553 の内数	法務省	
18	偏見・差別等の解消に向けた人権擁護活動の推進	3,553 の内数	法務省	
19	寄り添い型相談支援事業	39,577 の内数	厚生労働省	
20	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	2,234 の内数	法務省	
21	医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化	276 の内数	法務省	
22	新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置等	非予算事業	出入国在留管理庁	
23	困窮邦人等対策費	23	外務省	
24	海外邦人精神障害者対策費	9	外務省	
25	個別労働紛争対策の推進	3,101 の内数	厚生労働省	

(単位：百万円)

No	事業名	令和5年度 予算額	担当府省庁	備考
2. 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる				
2-①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）				
26	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	16,241 の内数	こども家庭庁	
27	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	8,544 の内数	文部科学省	
28	子どもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	3,553 の内数	法務省	再掲
29	性と健康の相談センター事業のうち若年妊婦等支援強化加算	12,239 の内数	こども家庭庁	
30	産婦健康診査事業	12,239 の内数	こども家庭庁	
31	産後ケア事業	12,239 の内数	こども家庭庁	
32	産前・産後サポート事業	12,239 の内数	こども家庭庁	
33	性と健康の相談センター事業のうち不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	12,239 の内数	こども家庭庁	
34	子育て世代包括支援センター開設準備事業	12,239 の内数	こども家庭庁	
35	無戸籍者問題解消事業	55	法務省	
36	学生のメンタルヘルスケア支援等	非予算事業	文部科学省	
37	フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業	78	厚生労働省	
38	再就職支援プログラム事業	3,094 の内数	厚生労働省	
39	マザーズハローワーク事業	3,995 の内数	厚生労働省	
40	専門家による巡回相談、求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	137 の内数	厚生労働省	
41	トライアル雇用助成金事業	558 の内数	厚生労働省	
42	地域生活支援事業費等補助金（基幹相談支援センター等機能強化事業）	50,685 の内数	厚生労働省	
43	行政相談	756 の内数	総務省	
44	地域自殺対策強化交付金	2,983 の内数	厚生労働省	
45	ゲートキーパーの養成・支援	2,983 の内数	厚生労働省	新規
46	寄り添い型相談支援事業	39,577 の内数	厚生労働省	再掲

47	管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー 各府省等カウンセラー講習会 e-ラーニングによるメンタルヘルス講習	5	内閣官房	
48	防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実	212	防衛省	
49	こころの健康相談室の運営	4	人事院	
50	地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援	非予算事業	総務省	
51	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	317	内閣府	
52	性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金	481	内閣府	
53	性暴力被害者等相談体制整備事業	3	内閣府	
54	都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」	12	警察庁	
55	犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実	109	警察庁	
56	民間被害者支援団体と連携した犯罪被害者支援	非予算事業	警察庁	
57	「電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費」のうち「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負」	73	総務省	
58	外国人受入環境整備交付金	1,100	出入国在留管理庁	
59	外国人在留支援センターの運営に伴う経費	95の内数	出入国在留管理庁	
2-②人材育成等の支援				
60	スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー活用事業	8,202	文部科学省	
61	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	8,544の内数	文部科学省	再掲
62	調査研究等業務交付金	489の内数	厚生労働省	
63	ゲートキーパーの養成・支援	2,983の内数	厚生労働省	再掲
64	心のサポーター養成事業	28	厚生労働省	
65	防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実	212	防衛省	再掲
66	防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の実施	9	防衛省	
67	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業	54,500の内数	厚生労働省	
68	重層的支援体制構築推進人材養成事業	27の内数	厚生労働省	
69	社会福祉士及び精神保健福祉士の養成	非予算事業	厚生労働省	
70	ひきこもり支援実施機関職員に対する研修事業	54,500の内数	厚生労働省	

71	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援	非予算事業	厚生労働省	
2-③関連施策の推進				
72	地域少子化対策重点推進交付金	1,000 の内数	こども家庭庁	
73	性と健康の相談センター事業のうち若年妊婦等支援強化加算	12,239 の内数	こども家庭庁	再掲
74	産婦健康診査事業	12,239 の内数	こども家庭庁	再掲
75	産後ケア事業	12,239 の内数	こども家庭庁	再掲
76	産前・産後サポート事業	12,239 の内数	こども家庭庁	再掲
77	性と健康の相談センター事業のうち不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	12,239 の内数	こども家庭庁	再掲
78	子育て世代包括支援センター開設準備事業	12,239 の内数	こども家庭庁	再掲
79	男性の育児休業取得促進事業	128	厚生労働省	
80	再就職支援プログラム事業	3,094 の内数	厚生労働省	再掲
81	マザーズハローワーク事業	3,995 の内数	厚生労働省	再掲
82	専門家による巡回相談、求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	137 の内数	厚生労働省	再掲
83	トライアル雇用助成金事業	558 の内数	厚生労働省	再掲
84	メンタルヘルス対策等事業	286 の内数	厚生労働省	
85	産業保健活動総合支援事業	4,294 の内数	厚生労働省	
86	予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業	1,400 の内数	経済産業省	

(単位：百万円)

No	事業名	令和5年度 予算額	担当府省庁	備考
3. 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う				
3-①居場所の確保				
87	孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査	120	内閣官房	
88	学びと社会の連携促進事業	1,000 の内数	経済産業省	
89	社会的養護自立支援事業等	20,832 の内数	こども家庭庁	
90	社会的養護出身者等ネットワーク形成事業	21	こども家庭庁	
91	ひとり親家庭等生活向上事業	16,241 の内数	こども家庭庁	
92	ひとり親家庭への住宅支援資金貸付	16,241 の内数	こども家庭庁	
93	離婚前後親支援モデル事業	16,241 の内数	こども家庭庁	
94	地域子育て支援拠点事業	192,030 の内数	こども家庭庁	
95	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業	54,500 の内数	厚生労働省	
96	食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援	92	農林水産省	
97	国の災害用備蓄食品の有効活用	非予算事業	消費者庁	
98	政府備蓄米の無償交付	非予算事業	農林水産省	
99	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	2,006 の内数	農林水産省	
100	不登校児童生徒に対する支援推進事業	257	文部科学省	
101	介護予防・日常生活支援総合事業	96,490 の内数	厚生労働省	
102	任意事業	96,784 の内数	厚生労働省	
103	包括的支援事業	96,784 の内数	厚生労働省	
104	農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）	9,070 の内数	農林水産省	
105	地方創生の観点からの少子化対策・女性活躍推進事業	28 の内数	内閣官房	
106	地域運営組織の地方財政措置	非予算事業	総務省	
107	地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業	58	文部科学省	
108	地域のスポーツ環境基盤強化	87 の内数	文部科学省	
109	地域スポーツクラブ活動体制整備事業	1,000 の内数	文部科学省	

110	地域スポーツ連携・協働再構築推進プロジェクト	20 の内数	文部科学省	
111	Sport in Life推進プロジェクト	262 の内数	文部科学省	
112	運動・スポーツ習慣化促進事業	286 の内数	文部科学省	
113	障害者スポーツ推進プロジェクト	225 の内数	文部科学省	
114	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	54,500 の内数	厚生労働省	
115	公営住宅整備事業等（社会資本整備総合交付金）	549,190 の内数	国土交通省	
116	公営住宅整備事業等（防災・安全交付金）	831,299 の内数	国土交通省	
117	地域居住機能再生推進事業	35,494 の内数	国土交通省	
118	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（社会資本整備総合交付金）	549,190 の内数	国土交通省	
119	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（防災・安全交付金）	831,299 の内数	国土交通省	
120	スマートウェルネス住宅等推進事業	18,310 の内数	国土交通省	
121	重層的支援体制整備事業	32,238 の内数	厚生労働省	
122	ひきこもり支援推進事業	54,500 の内数	厚生労働省	
123	被害者等一時避難等宿泊費	27	警察庁	
124	被災者見守り・相談支援事業	10,201 の内数	厚生労働省	
125	再非行のおそれのある少年に対する居場所づくり活動の充実強化	34	警察庁	
126	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	931	法務省	
127	刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施	1,449 の内数	法務省	
128	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	2,234 の内数	法務省	再掲
129	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,716 の内数	法務省	再掲
3-②アウトリーチ型支援体制の構築				
130	孤独・孤立の実態把握に関する全国調査	44	内閣官房	再掲
131	地域における家庭教育支援基盤構築事業（「学校を核とした地域力強化プラン」事業）	75 の内数	文部科学省	
132	地域若者サポートステーション事業	4,752 の内数	厚生労働省	
133	地域における子供・若者支援に当たる人材養成	28 の内数	こども家庭庁	
134	包括的支援事業	96,784 の内数	厚生労働省	
135	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	603 の内数	厚生労働省	
136	地域おこし協力隊	208 の内数	総務省	
137	関係人口の創出・拡大	6	総務省	

138	地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業	31	総務省	
139	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	400	総務省	
140	集落支援員の活用による集落対策の推進	非予算事業	総務省	
141	原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置	非予算事業	総務省	
142	デジタル推進委員等環境整備事業	133 の内数	デジタル庁	
143	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	54,500 の内数	厚生労働省	再掲
144	自立相談支援事業	54,500 の内数	厚生労働省	
145	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	54,500 の内数	厚生労働省	
146	困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討	非予算事業	厚生労働省	
147	重層的支援体制整備事業	32,238 の内数	厚生労働省	再掲
148	ひきこもり支援推進事業	54,500 の内数	厚生労働省	再掲
149	被災者見守り・相談支援事業	10,201 の内数	厚生労働省	再掲
150	コミュニティ形成支援事業	10,201 の内数	復興庁	
151	「心の復興」事業	10,201 の内数	復興庁	
152	都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」	12	警察庁	再掲
153	犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実	109	警察庁	再掲
154	民間被害者支援団体と連携した犯罪被害者支援	非予算事業	警察庁	再掲
155	地域におけるモデル事業	107 の内数	消費者庁	
156	地方消費者行政強化交付金	1,750 の内数	消費者庁	
3-③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等				
157	保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業	92	厚生労働省	
158	博物館機能強化推進事業	439 の内数	文部科学省	
159	国立公園満喫プロジェクト推進事業	520 の内数	環境省	
3-④地域における包括的支援体制の推進				
160	支援対象児童等見守り強化事業	20,832 の内数	こども家庭庁	

161	児童虐待防止対策体制総合強化プラン／新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン	非予算事業	こども家庭庁	
162	児童相談所の相談体制の構築	289	こども家庭庁	
163	未成年後見人支援事業	20,832 の内数	こども家庭庁	
164	食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業	152 の内数	環境省	
165	地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業	9 の内数	文部科学省	
166	学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業	141 の内数	文部科学省	
167	地域における子供・若者支援体制の整備推進	54 の内数	こども家庭庁	
168	子供・若者育成支援のための地域連携推進	10 の内数	こども家庭庁	
169	ヤングケアラー支援体制強化事業	20,832 の内数	こども家庭庁	
170	ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業	11	こども家庭庁	
171	児童虐待防止対策等推進事業委託費	205	こども家庭庁	
172	包括的支援事業	96,784 の内数	厚生労働省	再掲
173	熱中症対策推進事業	230 の内数	環境省	
174	地域生活支援事業費等補助金（基幹相談支援センター等機能強化事業）	50,685 の内数	厚生労働省	再掲
175	成年後見制度の利用促進	814 の内数	厚生労働省	
176	社会福祉士及び精神保健福祉士の養成	非予算事業	厚生労働省	再掲
177	民生委員・児童委員活動への支援	非予算事業	厚生労働省	
178	社会福祉協議会への支援	非予算事業	厚生労働省	
179	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	54,500 の内数	厚生労働省	再掲
180	自立相談支援事業	54,500 の内数	厚生労働省	再掲
181	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	54,500 の内数	厚生労働省	再掲
182	一時生活支援事業	54,500 の内数	厚生労働省	
183	住居確保給付金	54,500 の内数	厚生労働省	
184	居住不安定者等居宅生活移行支援事業	54,500 の内数	厚生労働省	
185	就労準備支援事業	54,500 の内数	厚生労働省	
186	重層的支援体制整備事業	32,238 の内数	厚生労働省	再掲
187	ひきこもり支援推進事業	54,500 の内数	厚生労働省	再掲
188	若年被害女性等支援事業	2,250 の内数	厚生労働省	
189	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業	2,250 の内数	厚生労働省	

190	民間団体支援強化・推進事業	2,250 の内数	厚生労働省	
191	地方公共団体における再犯防止の取組の推進	9	法務省	
192	少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助	53	法務省	
193	地域生活定着促進事業	39,577 の内数	厚生労働省	
194	医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化	276 の内数	法務省	再掲
195	地方消費者行政強化交付金	1,750 の内数	消費者庁	再掲
196	孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等	30	消費者庁	
197	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業	1,039 の内数	文部科学省	
198	外国人の子供の就学促進事業	100 の内数	文部科学省	
199	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	600 の内数	文部科学省	
3-⑤関連施策の推進				
200	良質なテレワークの導入・定着促進事業	119 の内数	厚生労働省	
201	高等職業訓練促進給付金等・自立支援教育訓練給付金の支給	16,241 の内数	こども家庭庁	
202	求職者支援制度	26,844 の内数	厚生労働省	
203	公共職業訓練	99,845 の内数	厚生労働省	
204	補装具費支給制度	15,577 の内数	厚生労働省	
205	補聴器販売者の技能向上研修等事業	41	厚生労働省	
206	難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の推進	非予算事業	消費者庁	
207	障害者自立支援給付費負担金（障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実）	1,472,806 の内数	厚生労働省	
208	障害者自立支援給付費負担金（単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実）	1,472,806 の内数	厚生労働省	
209	摂食障害治療支援センター設置運営事業	19	厚生労働省	
210	離婚及びこれに関連する制度の検討	非予算事業	法務省	

(単位：百万円)

No	事業名	令和5年度 予算額	担当府省庁	備考
4. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する				
4-①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援				
211	孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査	120	内閣官房	再掲
212	社会的養護自立支援事業等	20,832 の内数	こども家庭庁	再掲
213	社会的養護出身者等ネットワーク形成事業	21	こども家庭庁	再掲
214	食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援	92	農林水産省	再掲
215	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	2,006 の内数	農林水産省	再掲
216	労働者協同組合法の円滑な施行のための経費	40	厚生労働省	
217	地域自殺対策強化交付金	318	厚生労働省	再掲
218	ゲートキーパーの養成・支援	2,983 の内数	厚生労働省	再掲
219	居住支援協議会等活動支援事業	1,050	国土交通省	
220	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（社会資本整備総合交付金）	549,190 の内数	国土交通省	再掲
221	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（防災・安全交付金）	831,299 の内数	国土交通省	再掲
222	スマートウェルネス住宅等推進事業	18,310 の内数	国土交通省	再掲
223	公的賃貸住宅の空き住戸の活用	非予算事業	国土交通省	
224	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費	122	内閣府	
225	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	931	法務省	再掲
226	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,716 の内数	法務省	再掲
227	孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等	30	消費者庁	再掲
4-②NPO等との対話の推進				
228	NPO等の連携に関する経費	27	内閣官房	
4-③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援				
229	NPO等の連携に関する経費	27	内閣官房	再掲
4-⑤関連施策の推進				
230	就職氷河期世代支援プログラム	-	内閣官房	

(その他) 休眠預金等活用制度の活用【内閣府】

○令和4年度第2次補正予算

(単位：百万円)

No	事業名	令和4年度 第2次補正予算額	担当府省庁	備考
1. 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする				
1-②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信				
1	統一的な相談窓口体制の推進	328	内閣官房	
2	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	2の内数	法務省	
1-③声を上げやすい環境整備				
3	声を上げやすい・声をかけやすい環境整備	98	内閣官房	新規
4	子どもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	60の内数	法務省	
5	偏見・差別等の解消に向けた人権擁護活動の推進	60の内数	法務省	
6	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	12の内数	法務省	

(単位：百万円)

No	事業名	令和4年度 第2次補正予算額	担当府省庁	備考
2. 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる				
2-①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）				
7	統一的な相談窓口体制の推進	328	内閣官房	再掲
8	ワンストップ相談体制強化事業	180	厚生労働省	新規
9	子どもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	60の内数	法務省	再掲
10	行政相談	55の内数	総務省	
11	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業	5,896の内数	厚生労働省	
12	こころの健康相談室の運営	4	人事院	
13	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	384	内閣府	
14	性暴力被害者等相談体制整備事業	389	内閣府	
2-③関連施策の推進				
15	地域少子化対策重点推進交付金	9,000の内数	内閣府	
16	産業保健活動総合支援事業	951の内数	厚生労働省	

(単位：百万円)

No	事業名	令和4年度 第2次補正予算額	担当府省庁	備考
3. 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う				
3-①居場所の確保				
17	地域における孤独・孤立対策実証調査	115	内閣官房	
18	NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業	151	内閣官房	
19	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）	2,047	内閣府	
20	ひとり親家庭等生活向上事業	15	厚生労働省	
21	ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業	2,450	厚生労働省	新規
22	食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業	300	農林水産省	
23	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	500	農林水産省	
24	地域スポーツクラブ活動体制整備事業	1,481 の内数	文部科学省	
25	地域居住機能再生推進事業	10,060 の内数	国土交通省	
26	ひきこもり支援体制構築加速化事業	5,896 の内数	厚生労働省	
27	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	12 の内数	法務省	再掲
28	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	2 の内数	法務省	再掲
3-②アウトリーチ型支援体制の構築				
29	潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業	1,198 の内数	内閣官房	
30	こどもに関する各種データの連携による支援実証事業	83	デジタル庁	
31	デジタル推進委員等環境整備事業	134 の内数	デジタル庁	
32	デジタル活用支援推進事業	4,000	総務省	
33	生活困窮者自立支援の機能強化	5,896 の内数	厚生労働省	新規
34	ひきこもり支援体制構築加速化事業	5,896 の内数	厚生労働省	再掲
35	地方消費者行政強化交付金	2,000 の内数	消費者庁	

3-④地域における包括的支援体制の推進

36	生活困窮者自立支援の機能強化	5,896 の内数	厚生労働省	再掲
37	ひきこもり支援体制構築加速化事業	5,896 の内数	厚生労働省	再掲
38	少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助	18	法務省	
39	地方消費者行政強化交付金	2,000 の内数	消費者庁	

(単位：百万円)

No	事業名	令和4年度 第2次補正予算額	担当府省庁	備考
4. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する				
4-①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援				
40	地域における孤独・孤立対策実証調査	115	内閣官房	再掲
41	NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業	151	内閣官房	再掲
42	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）	2,047	内閣府	再掲
43	食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業	300	農林水産省	再掲
44	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	500	農林水産省	再掲
45	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業	1,000	厚生労働省	
46	生活困窮者等支援民間団体活動助成事業	518	厚生労働省	
47	居住支援協議会等活動支援事業	223	国土交通省	
48	地域女性活躍推進交付金	343	内閣府	
49	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	2の内数	法務省	再掲
4-②NPO等との対話の推進				
50	地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進	230	内閣官房	
4-③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援				
51	地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進	230	内閣官房	再掲
4-④関連施策の推進				
52	地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進	230	内閣官房	再掲

参 考 资 料

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（孤独・孤立対策担当室）

5年度概算決定額 0.4億円
（4年度予算額 0.4億円）

事業概要・目的

○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）において示された「孤独・孤立の実態把握の全国調査とPDCAの取組を推進すること」を踏まえ、我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、令和3年度、令和4年度に引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（以下「全国調査」という。）を実施します。

事業イメージ・具体例

- 調査対象：全国・全世代の個人
- 調査方法：統計的な手法で抽出した個人に対して調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収します。
- 調査主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により業者を決定します。
- 調査事項：孤独に関する事項、孤立に関する事項、属性情報、その他関連項目等
- 調査期間：12月～1月（調査基準日：12月1日）

資金の流れ



期待される効果

- 我が国における孤独・孤立の実態を把握することで、関連行政諸施策の企画立案又は評価に資するデータを提供します。
- 全国調査を毎年定期的実施することで、学術研究等にも有用なデータを提供します。

在外邦人の孤独・孤立実態調査実施費（外務省領事局海外邦人安全課）

令和5年度概算決定額 7,916千円

事業概要・目的

○ 新型コロナウイルス感染拡大による影響が続く中、孤独・孤立問題は社会問題化している。特に、海外で生活する在外邦人をめぐる状況は、生活環境が異なる等の事情があることから一層厳しい傾向にある。

○ 2021年3月、孤独・孤立の問題に政府全体として取り組むため、内閣官房内に孤独・孤立対策室が設置され、担当大臣も任命された。外務省は、在外邦人の保護の観点から様々な取組を行っているところ。

○ 内閣官房は、国内を対象に孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、2022年4月にその結果が発表された。外務省としては、国内の対応に遅れをとることなく、約140万に上る在外邦人の孤独・孤立の状況についての調査を行い、実態の把握を行った上で今後の新たな政策立案につなげていく必要がある。

○ 委託された統計・リサーチ会社は、オンラインを利用し、在外公館を通じて調査対象である在外邦人に対しアンケートを実施。データを収集・分析して、外務省に対して報告書を提出する。

○根拠となる政策等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)抜粋

「孤独・孤立対策の重点計画の施策を着実に推進するとともに、さらに全省庁の協力による取組を進める。」

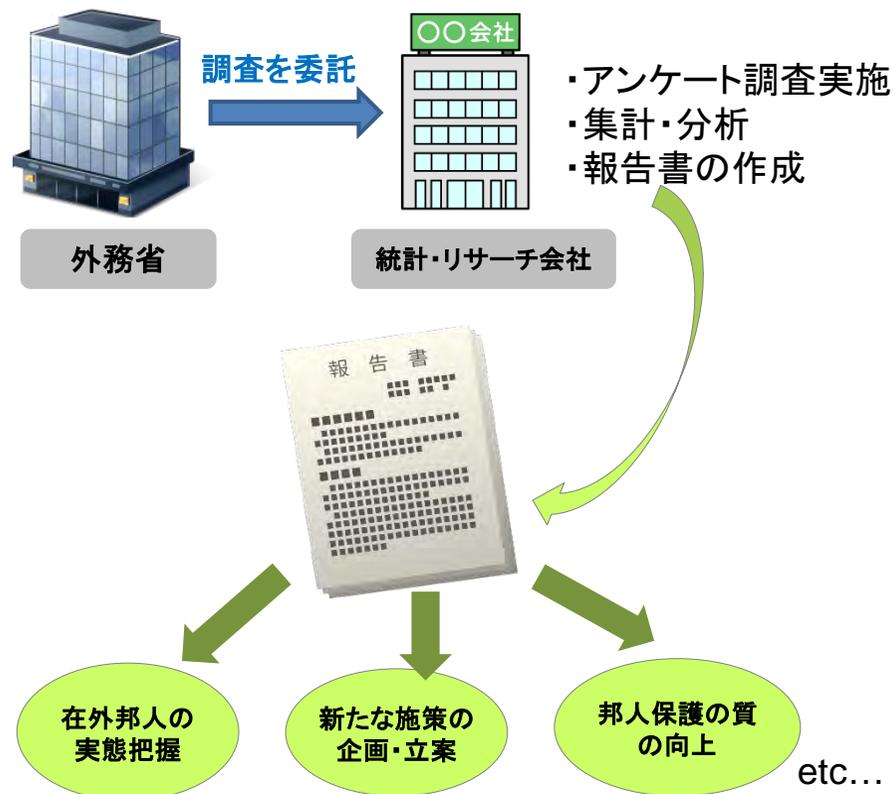
・第3回孤独・孤立対策推進会議(令和4年4月26日)における野田聖子孤独・孤立担当大臣(当時)の発言抜粋

「各府省においても必要に応じて関連統計の調査項目を見直していただくなど、各分野における実態把握に向けて、取組の協力をお願いしたいと思います。」

・第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説(令和4年1月17日)抜粋

「孤独・孤立に苦しむ方々に寄り添い、支えるため、NPO等の活動をきめ細かく支援するとともに、国・自治体・NPOの連携体制を強化します。」

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○ 在外邦人を取り巻く現状をより細かく把握できるようになり、在外公館による邦人援護の質の向上を図ることができる。

○ 調査により得られたデータや分析をベースとして、在外邦人に対する一層きめ細かい政策を立案することが可能となる。

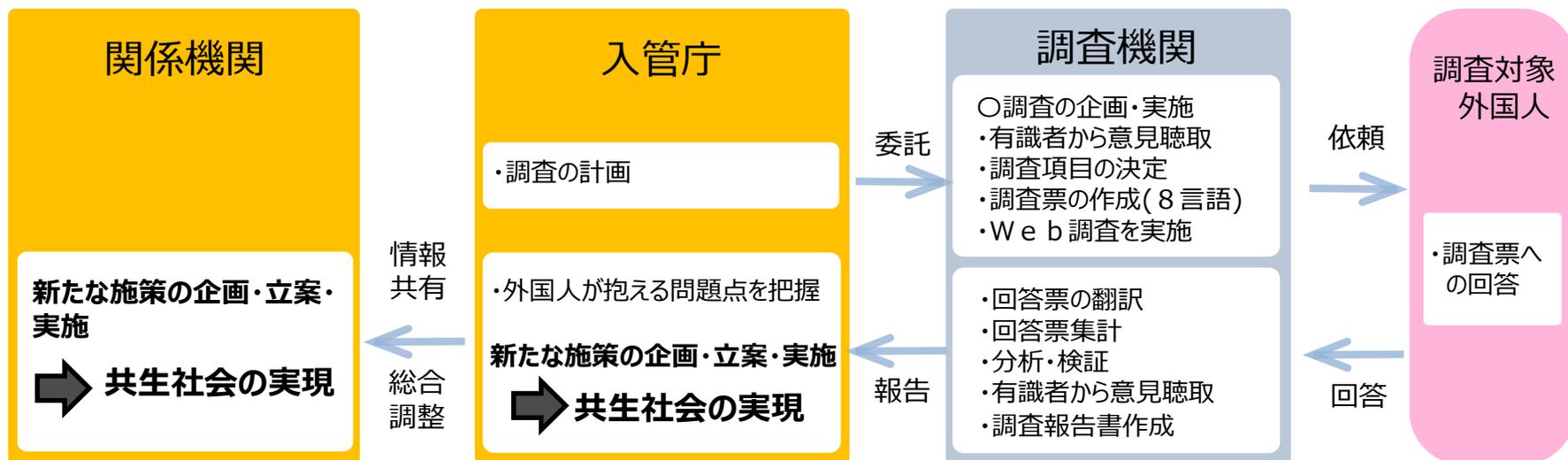
在留外国人に対する基礎調査

令和5年度予算額(案)
10,747千円

概要

- 外国人との共生をめぐる状況は絶えず変化しており、外国人の置かれた状況やいかなる施策が必要とされているかを的確に把握する必要がある。
- 令和4年6月14日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（以下「総合的対応策」という。）が決定された。

➡ **「在留外国人に対する基礎調査」を実施し、在留外国人の国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人の置かれている状況及び外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握する。（ロードマップ《15》、《66》、《76》・総合的対応策《施策番号21》）**



➡ **調査結果を踏まえ、外国人に関する共生施策を企画・立案・実施することで、ロードマップ及び総合的対応策の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。**

出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング

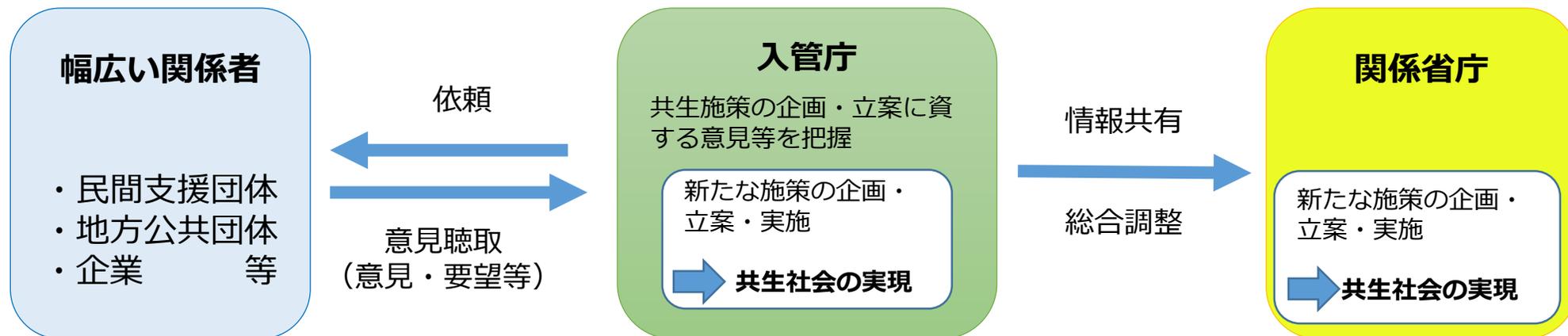
令和5年度予算額(案)
504千円

概要

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）

出入国在留管理庁が実施している関係者ヒアリング、各地方出入国在留管理局が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、外国人に対する共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。【施策番号20】

→ 今後の出入国在留管理行政の在り方に関する検討に資するため、広く国民の声を聴くという観点に立ち、幅広い関係者から意見等を聴取する関係者ヒアリングを実施。



→ 聴取結果を踏まえ、外国人に関する共生施策を企画・立案・実施することで、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。

背景・課題

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、社会問題の解決や科学技術・イノベーションによる新たな価値を創造するために、**研究開発の初期段階からの倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）対応など、人文・社会科学と自然科学との融合による「総合知」を用いた取組の重要性**、また**気候変動問題等の地球規模課題の解決やSociety 5.0の実現に向けた「総合知」活用の重要性**が指摘されている。
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）では、**多様な知の融合により人間や社会の総合的理解と課題解決に貢献する「総合知」**について、**相乗効果の期待される施策における活用を進めるとともに、社会への発信を強化すること**が掲げられている。
- CSTII「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ（令和4年3月17日）では、**我が国の10年後の姿として人文社会・自然科学/アカデミア・産業界を問わず誰もが「総合知」を活用する社会の実現**が掲げられており、**「総合知」を活用する場の創出、ノウハウの蓄積、人材育成、評価手法の確立などの課題**が指摘されている。

事業概要

- 本事業では、**持続可能な開発目標（SDGs）を含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究開発（フューチャー・アース構想を含む）を推進**する。

【事業の主なスキーム】

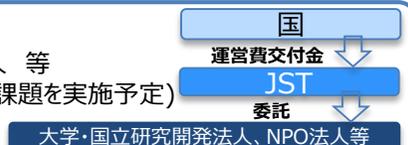
＜調査・研究部分＞

- 予算規模：113百万円（人件費、活動費、調査・研究費等）
- ✓ 社会問題俯瞰調査
- ✓ JST各研究開発部門と連携したELSI等の調査・研究
- ✓ 社会技術研究開発の方法論の体系化・蓄積等に向けた調査



＜委託研究部分＞

- ✓ 対象機関：大学、国立研究開発法人、NPO法人 等
- ✓ 予算規模：8百万円～30百万円/PJ・年（79課題を実施予定）
- ✓ 研究期間：半年～3年程度



【取組概要一覧】

○ **研究開発領域・プログラム（委託研究）**

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」(H23～R7)

「人と情報のエコシステム」研究開発領域(H28～R5)

「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム」

シナリオ創出フェーズ(R1～)

ソリューション創出フェーズ(R1～)

社会的孤立枠(R3～R8)

R5重視テーマ枠(R5～) **【R5新規】**

「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム」(R2～R10)

○ **俯瞰・戦略ユニット（調査・研究）**

○ **共通経費**

○ **フューチャー・アース構想の推進（H26～）**

【これまでの成果】 ※SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（ソリューション創出フェーズ）

「誰一人取り残さない防災」の全国展開のための基盤技術開発と政策提言

代表者：立木 茂雄（同志社大学 教授） 研究開発期間：令和元年11月～令和5年3月

- ✓ 災害時、障がい者や高齢者の個々の状態に応じた避難や避難先でのケア実現のため、当事者や地域住民と相談しながら個人別「災害時ケアプラン」を作成できる福祉専門職の育成プログラムを構築。平時の保健福祉と防災危機管理の縦割りを解消。



避難行動要支援者の避難訓練の様子



エクアドルでの育成プログラム実施の様子（R3年度）

- ✓ 内閣府中央防災会議のサブWGで取組事例を紹介し、全市区町村における個別避難計画策定の努力義務化を含む災害対策基本法等一部改正に貢献。

- ✓ 育成プログラムは、兵庫県主催の福祉専門職研修でこれまで福祉士1,230名が受講修了。静岡県、徳島県、広島県、滋賀県でも実施中。JICA連携によりエクアドルでも実施。



育成プログラムの資料（脆弱性を可視化するための地図ツールなど）【スペイン語版】

孤独・孤立対策用ホームページの改修（孤独・孤立対策担当室）

5年度概算決定額 0.1億円
(4年度予算額 0.2億円)

事業概要・目的

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受けて、政府においては、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣を指名して同大臣が司令塔となり、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一丸となって孤独・孤立対策に取り組むこととしました。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年11月には支援情報が網羅されたポータルサイトを構築しました。
- 令和3年12月に作成した孤独・孤立対策の重点計画（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）を踏まえ、孤独・孤立に関する情報へのアクセスの向上を推進します。

事業イメージ・具体例

- 孤独・孤立対策用ホームページに掲載しているチャットボットは、利用者が悩みに応じた回答を選択し、支援制度等に到達できるものです。
- 利用者が探したい支援制度等をすでに把握している場合は、該当のワードを入力することで、支援制度等に到達することが可能となるよう、AIチャットボットを搭載し、利便性の向上を図ります。

資金の流れ



期待される効果

- AIチャットボットを導入することにより、孤独・孤立に悩む人の支援制度等を探す時間が短縮され、より速やかに多くの情報を的確に提供します。

ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信

趣旨

- 誰にでも起こりうる、孤独・孤立の問題を抱える方々に適切な支援があることを知らせ、支援につなげていくことが重要。ソーシャルメディアは、人々のネットワークを広げ、情報の行き来を活発にする役割を担っており、孤独・孤立の問題や自殺防止対策への対応に活用されることが期待される。
- これまで指摘されているソーシャルメディア利用に関する問題点を利用に関する問題点を踏まえつつ、孤独・孤立の問題や自殺防止対策に対応していく観点から、効果的な方策を提示するため、ソーシャルメディア関係者、検索サービス事業者等と行政が共同して作業を行う。

取組内容

関係省庁と民間事業者から成るタスクフォース（※）において、以下の取組を推進する。

- SNSを活用したプッシュ型の支援策や相談窓口に関する情報提供及び調査等
- 検索連動型相談窓口案内に関する有効なキーワードや窓口の継続的な検討
- SNSの投稿に着目した自殺予防対策の検討
- 対象者別のSNSを活用した相談支援の方策
- SNSおよびインターネット利用に関する指導人材の育成
- 政府の相談窓口や支援の周知プロジェクト

※ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース（令和3年3月発足）
（構成員）

関係省庁

内閣官房、総務省、
厚生労働省、文部科学省

民間事業者

一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境機構（SMAJ）
一般社団法人 セーフターインターネット協会（SIA）
一般社団法人 全国SNSカウンセリング協議会

支援情報検索サイトの運用

令和5年度予算案
0.8億円の内数

悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索できるサイトです。



① 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

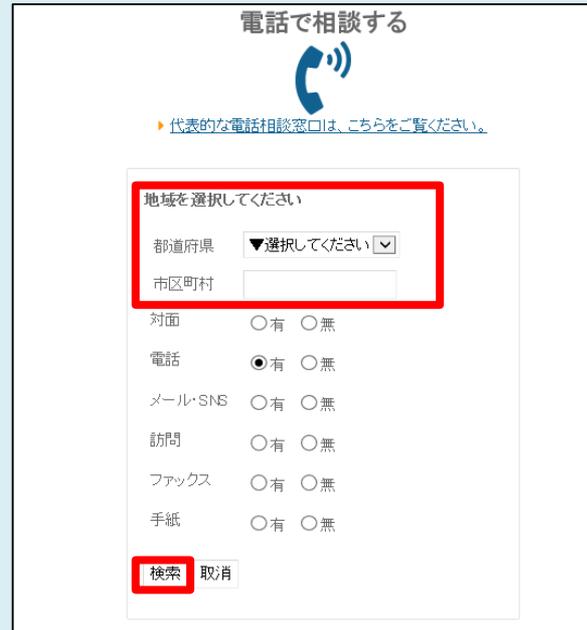
② 知りたい情報を選びます。



③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川貂々

- 全国でのポスターの掲示やネットでの広告等によりSNSや電話相談の窓口(まもろうよところ)やゲートキーパー(※)を周知。具体的には、①広報ポスター(紙、電子媒体)、インターネット広告(②動画広告、③SNSでの広告、④検索連動広告、⑤政府広報)、⑥リーフレットの配布、⑦Twitter、Facebook 等

※ ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人(そのうちどれか一つでもできれば支えになる)

【広報ポスター・インターネット広告】

①ポスター



②動画広告(6秒) (YouTube・Yahoo!等)



③SNS広告

Facebook・Twitter・LINE・TikTokにおいて、ポスターや動画等を配信



(イメージ)

④検索連動広告

(Google・Yahoo!)

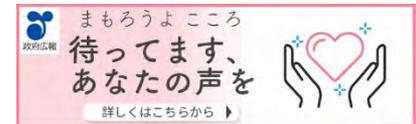
自殺に関連する言葉を検索した方に相談窓口が表示される



⑤政府広報バナー広告

Yahoo!ニュース等にバナーを掲出し、「まもろうよところ」に誘導。

※8月、9月においてそれぞれ1週間程度掲出



ポスター・動画では、電話やSNSの相談窓口をまとめた厚労省HP「まもろうよところ」を案内



【その他の広報】

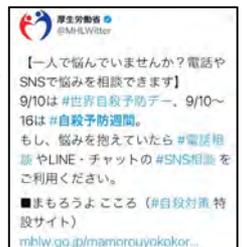
⑥高齢者層等へのリーフレットの配布

インターネットやSNS相談に馴染みがない方に向けて、本人に直接配布できるようにリーフレットを作成。(自治体や関係団体が活用できるように電子媒体を幅広く配布)



⑦Twitter等の集中的な投稿

8月～9月において、相談窓口及びゲートキーパー等自殺予防に向けた情報を集中的に投稿



保護司とは

【R5予算(案) 4,716,287千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国886の区域（保護区）に配属され活動している現員数は約47,000人
- ・ 近年、充足率は約89%

3 任期

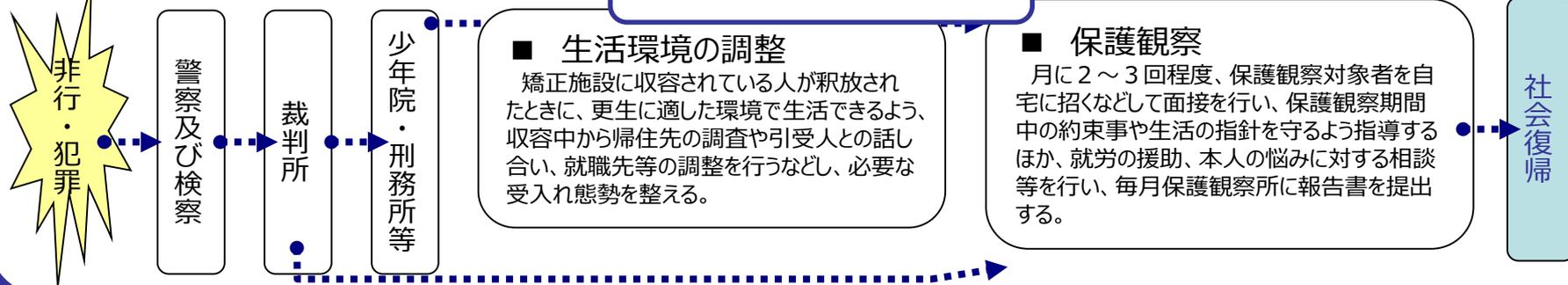
- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



■ 生活環境の調整

矯正施設に收容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、收容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

※このほか、更生保護女性会及びBBS会に係る経費についても、要求している

外国人生活支援ポータルサイトについて

令和5年度予算額(案)
5,154,220千円の内数

概要

- 日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために2019年4月1日に開設。
- 外国人向けに「生活・就労ガイドブック」（16言語。やさしい日本語版を含む。）、国の機関・地方公共団体等向けに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」などを公開。
- **台風などの自然災害、新型コロナウイルスに関する情報・支援策**等の他省庁の施策のリンクなども掲載。

多言語での情報提供の現状

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27に基づき、行政情報・生活情報を多言語・やさしい日本語で発信。
- 多言語で情報発信をしても、掲載場所の多くは日本語で作成されたそれぞれの省庁のホームページであり、日本語が得意ではない外国人が検索してその情報にたどり着くことは困難。



対応策

- 外国人生活支援ポータルサイト上に各言語ごとにリンク集を作成。
- 出入国在留管理庁に新たな情報の掲載を定期的に依頼。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27

○外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める〔全省庁〕

期待される効果

- ・外国人がそれぞれの使用言語のリンク集をお気に入り登録。リンク集を閲覧すれば、多言語化された情報にアクセスすることが可能に。
- ・定期的に各省庁に照会することで、ポータルサイトに掲載されている情報を更新。

外国人がそれぞれの
使用言語で容易に、
最新の情報にアクセスすること
ができる環境を構築

外国人生活支援ポータルサイト(言語を選ぶ)

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の**推進が重要**。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して**自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる**(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた**世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での**協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの**相談窓口の周知を行うことが望ましい**こと。

3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて**教材や授業方法を工夫**することが考えられること。

4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの**傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教える**ことが望ましいこと。

5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「**地域特性重点特化事業**」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について

(平成30年8月31日付け文部科学省児童生徒課、厚生労働省自殺対策推進室事務連絡)

1 背景

- ✓ 平成30年1月、SOSの出し方に関する教育についての留意事項を示し、各教科等の授業の一環として、少なくとも年1回実施することなど積極的な推進を依頼する通知を発出。
- ✓ SOSの出し方に関する更なる教育の一層の推進に資するため、上記の留意事項に加え、各学校でSOSの出し方に関する教育を行う上で参考となる教材例を周知。

2 通知の概要

以下の教材例を参考に、各学校において、SOSの出し方に関する教育の一層の推進に努めていただくこと。

(1) 東京都教育委員会作成教材

- 子供が、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的に、各学校がSOSの出し方に関する教育を推進するための教材(学習指導案、ワークシート、スライドデータ等)を作成。

(2) 東京都作成教材

- 子供自身が悩みに対処する方法を知り、困ったときに、大人や専門機関に相談できるようになること、また、周囲の人の気がかりな変化に気づき、適切な行動(大人へのつなぎ)が取れるようになることをねらいとして、小学校6年生及び中学校1年生向けの小冊子を作成(教職員向け解説書も併せて周知)。

(3) 北海道教育委員会作成教材

- 北海道教育委員会において、平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業により、自殺予防教育を進める際の参考となるよう、「援助希求的態度の育成」、「早期の問題認識(心の健康)」、「ストレス対処スキルの育成」に関するプログラム(指導案やワークシート等)を作成。

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

子どもの人権SOSミニレター

◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和3年度における受領通数・・・約1万100通)



いじめ等、先生や保護者にも話せない悩み
ごとの相談に応じ、解決に導く

女性の人権ホットライン

◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置
(令和3年における相談件数・・・約1万3,800件)



外国語による人権相談

◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳サービス等を利用した体制を整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 ※窓口においては、82の言語に対応。



法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、「人権教育・啓発推進法」（H12法147）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（H14.3.15閣議決定、H23.4.1一部変更）に基づき、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための「人権啓発活動」を年間を通じて実施。特に人権週間（毎年12月4日～10日）には、全国各地において集中的な啓発活動を展開。
- 法務局・地方法務局及び人権擁護委員を中心に、国直轄事業や地方公共団体等への委託事業により、スポーツ組織・民間企業等とも積極的に連携し、地域の実情に応じた特色ある人権啓発活動を実施。

人権教室

- いじめ等について考える機会を作ることにより、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施（令和3年度は、約62万人を対象に実施）
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネットによる人権侵害への対応として、携帯電話会社等が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室も実施



全国中学生人権作文コンテスト

- 第40回目を迎えた令和3年度は、約79万人が参加
- 入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施（令和3年度は約44万人が参加）



人権啓発冊子・動画

- いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信

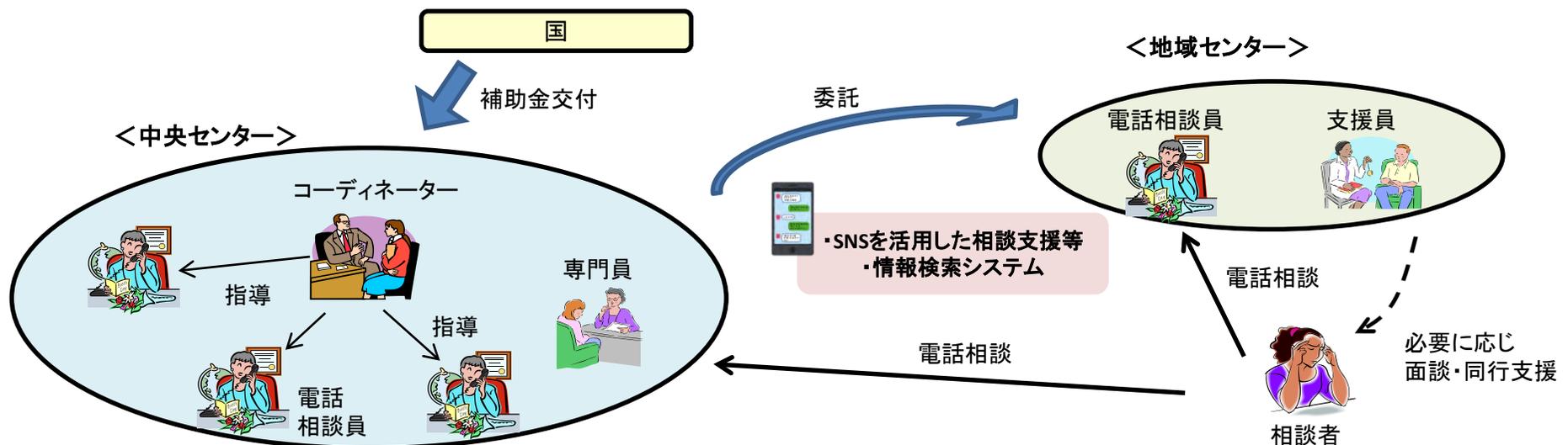


寄り添い型相談支援事業

令和4年度予算	386億円の内数
令和5年度予算(案)	395億円の内数

- 生活困窮者、DV被害者、被災者など社会的な繋がりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、24時間365日無料の電話相談窓口及びSNSを活用した相談支援を行う。加えて、必要に応じて、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行う。
- 事業は、公募により選定した法人((社)社会的包摂サポートセンター)が実施。「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。
- 「中央センター」は、事業全体を統括するとともに、地域センターでは対応できない時間や地域等を補完する形で全国からの電話相談を受け付ける。「地域センター」は、担当する地域からの電話相談を受け付けるとともに、必要に応じ、面接相談、同行支援を行い、相談者の具体的な問題解決につなげる支援を行う。

事業の仕組み(寄り添い型相談支援事業)



効果的な保護観察処遇

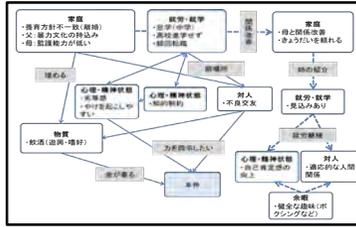
保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R5予算(案) 2,233,953千円の内数】
 刑務所出所者等に対する福祉の支援等の実施【R5予算(案) 1,448,929千円の内数】

CFPによるアセスメント(R3.1~)

保護観察用アセスメントツール・CFP(Case Formulation in Probation/Parole)の開発・運用

- 【特徴】
- 再犯リスクを科学的に評価
 - 再犯に結び付く要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
 - 犯罪に至るプロセスを分析

CFPによる分析の例



再犯リスクに応じた密度で
 個々の問題や特性に焦点を
 当てた処遇を実施

類型別による処遇(R3.1~)

共通する問題性等に焦点を当てた
 ガイドラインによる処遇

関係性領域

児童虐待
 配偶者暴力
 家庭内暴力
 ストーカー

不良集団領域

暴力団等
 暴走族
 特殊詐欺

社会適応領域

就労困難
 就学(中学生)
 精神障害
 (発達障害・知的障害)
 高齢

嗜好領域

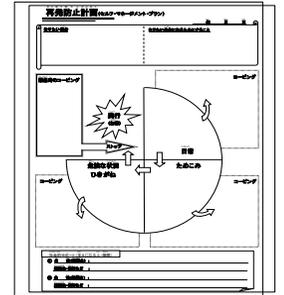
薬物
 アルコール
 性犯罪
 ギャンブル
 嗜癖的窃盗

犯罪的傾向の改善等を図る処遇

- 性犯罪再犯防止プログラム
- 薬物再乱用防止プログラム
- 暴力防止プログラム
- 飲酒運転防止プログラム
- しよく罪指導プログラム
- 社会貢献活動



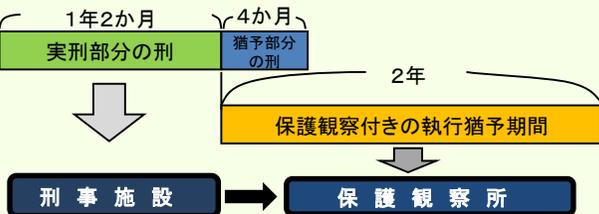
再発防止計画の例



対象者の特性に応じた取組例

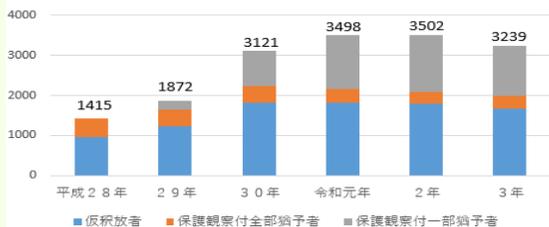
薬物事犯者

刑の一部執行猶予制度の活用(H28.6~)



対象: 初犯者、薬物使用等の罪を犯した者(初犯者を除く)

(人) 薬物再乱用防止プログラム開始人員数

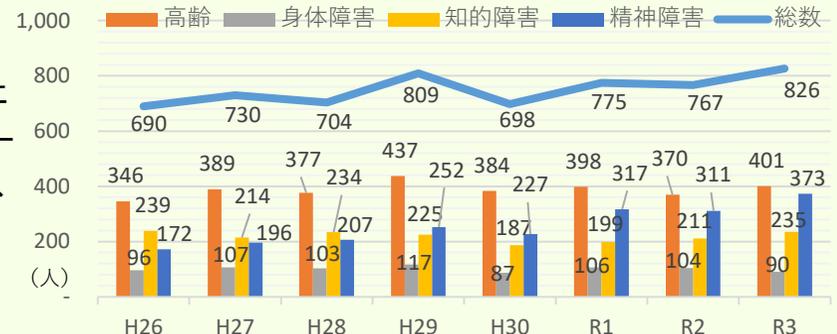


高齢・障害を有する者

特別調整

高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の居住地確保、必要な福祉サービス等の調整

特別調整終結人員の推移 (H26年度~R3年度)



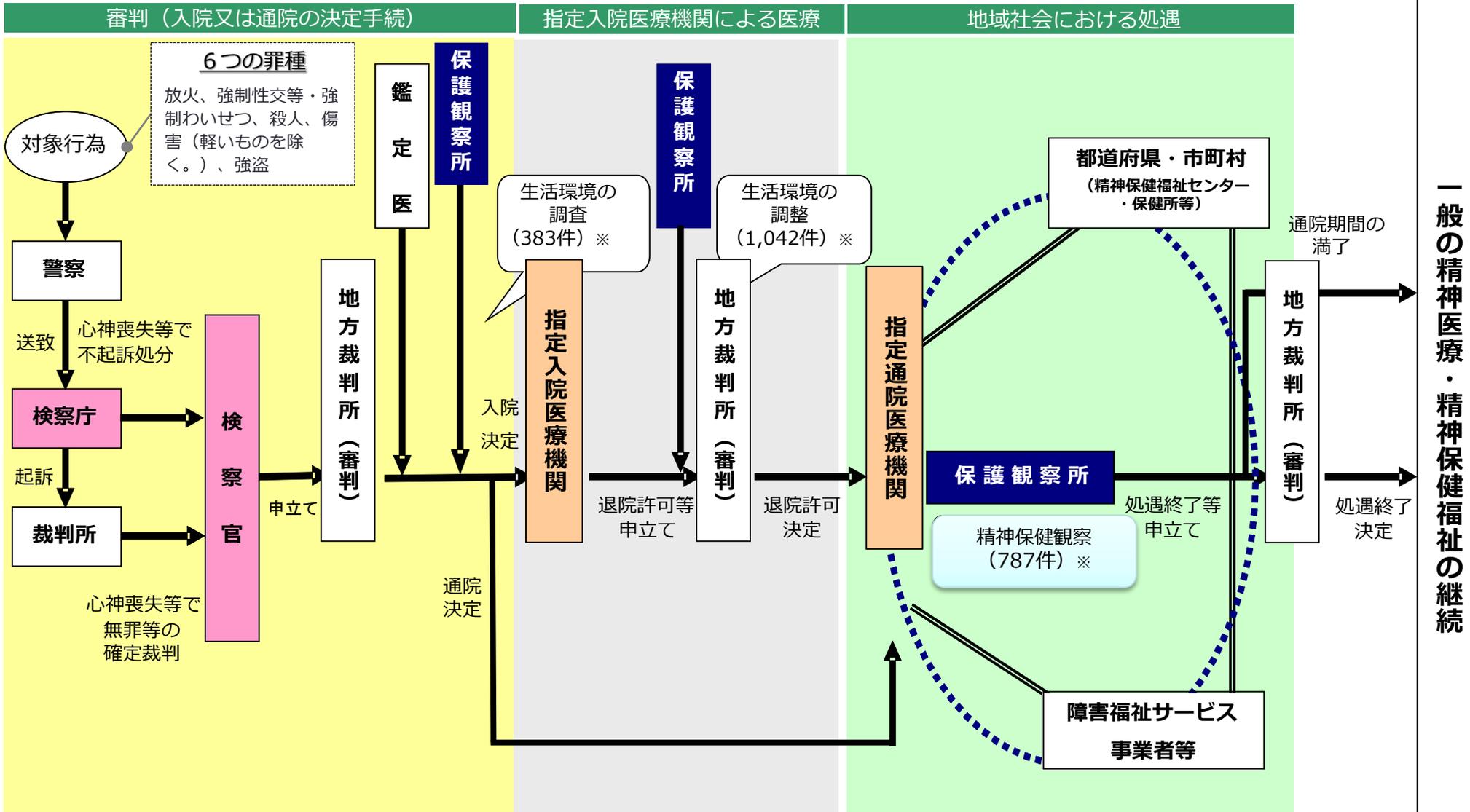
性犯罪者

性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4~)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施

心神喪失者等医療観察制度と保護観察所

【R5予算(案) 276,181千円の内数】



※（ ）内は令和3年における取扱件数。生活環境調査の件数については、医療観察法第33条1項の申立てによるものに限る。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用状況の悪化のため、解雇、雇止め、自宅待機等となった方

①現に有する在留資格のまま在留が認められる

◎対象者

- 1 雇用先から解雇又は雇止めの通知を受けた方で就職活動を希望する方
 - 2 雇用先から待機を命じられた方で復職を希望する方
 - 3 雇用先から勤務日数・勤務時間の短縮を命じられた方で、引き続き稼働を希望する方
 - 4 その他上記1ないし3に準ずる方
- 【※資格外活動の許可を受けることも可能】

②就職活動を目的とする在留資格「特定活動」への変更が認められる

◎対象者

上記①の状態のまま在留期限を迎える方

(注意：在留期限が到来する時点で、残りの待機期間が1か月を超えない場合や、勤務時間短縮により稼働している方について、勤務時間が待機時間を上回っている方の場合は、現に有する在留資格のまま在留期間の更新が可能)

【※資格外活動の許可を受けることも可能】

困窮邦人等対策費 (外務省領事局海外邦人安全課)

令和5年度概算決定額 26,725千円 (うち孤独・孤立対策関係予算額は22,720千円)

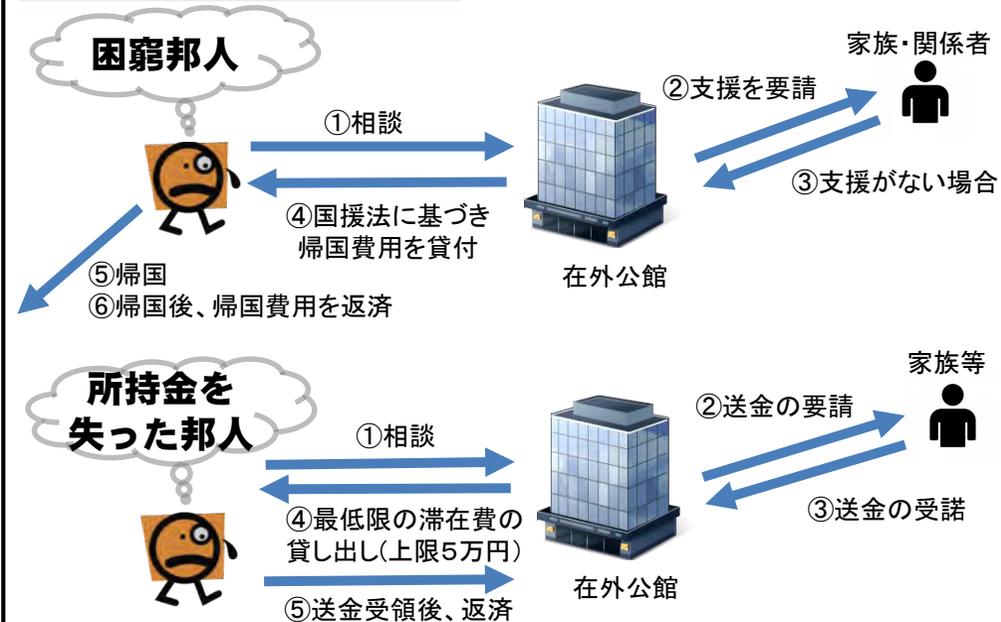
事業概要・目的

○ 海外における邦人の生命及び身体の保護は外務省の最も重要な責務の1つ。特に新型コロナウイルスの感染拡大後は、在外邦人は不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後も、海外の困窮邦人への対処に係る以下の事業に対するニーズが高まるものと予想される。

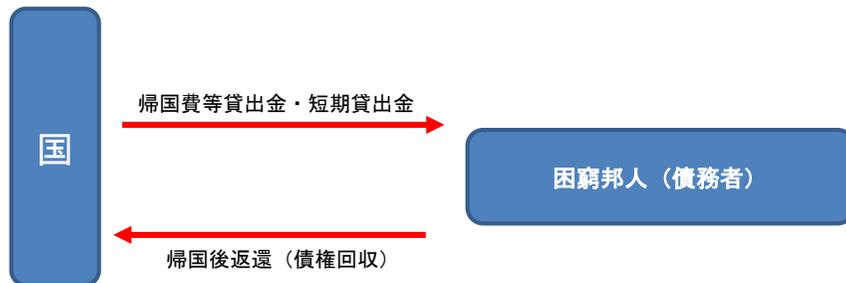
○ **困窮邦人帰国対策費**：困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に**帰国費用を貸し付け**、債務者は帰国後に同費用を返還する。滞在国の公的扶助が望めない者に対し、本邦での公的扶助受給による救済に繋げるための**セーフティネット**。「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」(国援法)に基づき実施する。

○ **海外邦人援護短期貸出金**：海外で事件・事故や災害等により所持金を失った邦人に対し、当該邦人の家族等から支援(送金)を受けるまでに必要な**最低限の滞在費の貸し出し**を行う。申請時に迅速に対応できるよう、年度初めに在外公館に対し予算を送金する。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○ 在外で困窮に陥った邦人のための最後のセーフティネットとしての機能。

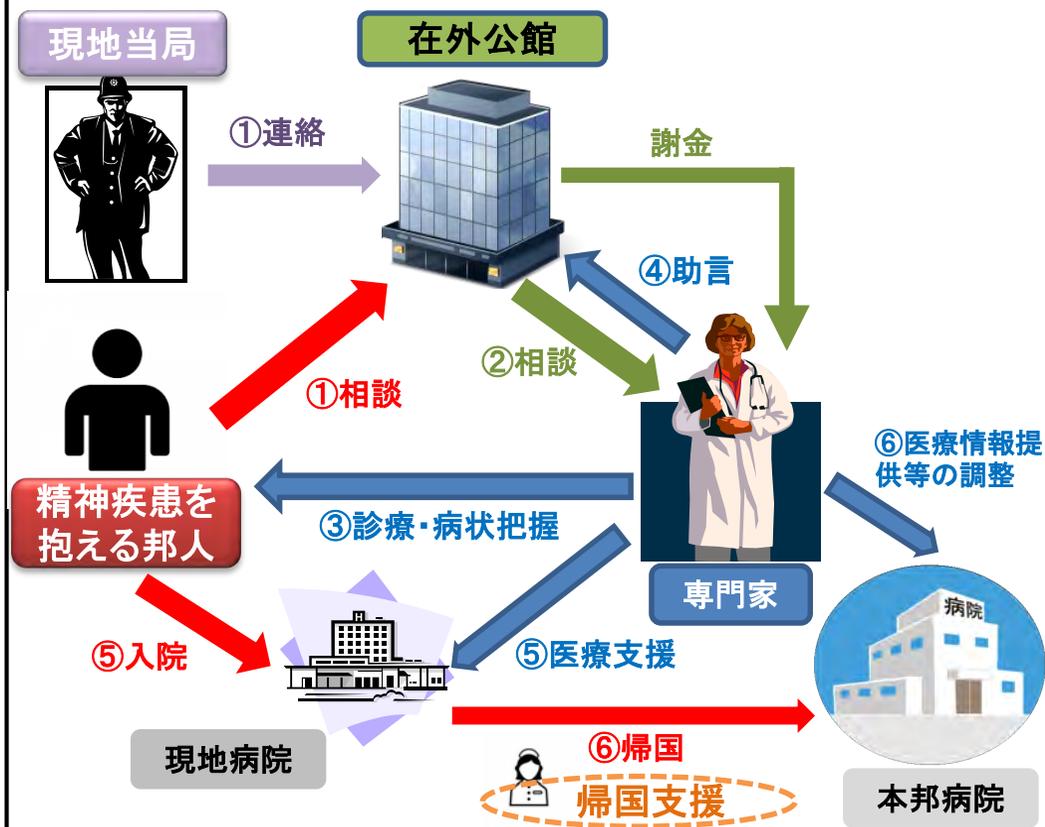
海外邦人精神障害者対策費 (外務省領事局海外邦人安全課)

令和5年度概算決定額 8,758千円

事業概要・目的

- 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現場の領事負担を軽減する観点から自傷他害の危険を未然に防ぎ、現地治療に繋げるために現地において**精神医療専門家の支援**を得るもの。
- 平成12年度より実施。新型コロナの感染拡大後は、在外邦人は一層不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後、**海外邦人のメンタルヘルスへの対応ニーズの高まり**が予想される。
- 委託された専門家は、当該邦人の病状を把握した上で在外公館領事に助言すると共に、重症者に関しては、現地医療機関への受入依頼等、医療支援を行う。また、精神疾患等を抱える邦人の帰国に向けて、本邦受入れ先病院等に医療情報提供等の調整を行う。
- 病状の程度によって単身では帰国便に搭乗できない場合、**医師・看護師等を付添わせて帰国させ、本邦到着空港へ担当官を派遣**する。
- 根拠となる政策等
 - ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日)第3章1(1)「現地の感染症の状況等を踏まえ、邦人保護に係る領事体制の更なる強化を図る。」
 - ・「普遍的価値に基づく国際秩序のために外交力の一層の強化を求める決議」自民党政務調査会(令和4年4月21日)4 外交・領事実施体制の強化「治安状況の悪化、感染症の蔓延など各国の状況を踏まえた在留邦人の保護に関する取組に万全を期するために、領事体制を抜本的に強化する」

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 海外において精神疾患を抱える邦人に対し適切な保護・帰国支援を行うことが可能になる。
- 在外公館の領事サービスが向上し、邦人保護体制が強化される。

令和5年度概算予定額 **31億円**（32億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
1/2	1/2		○

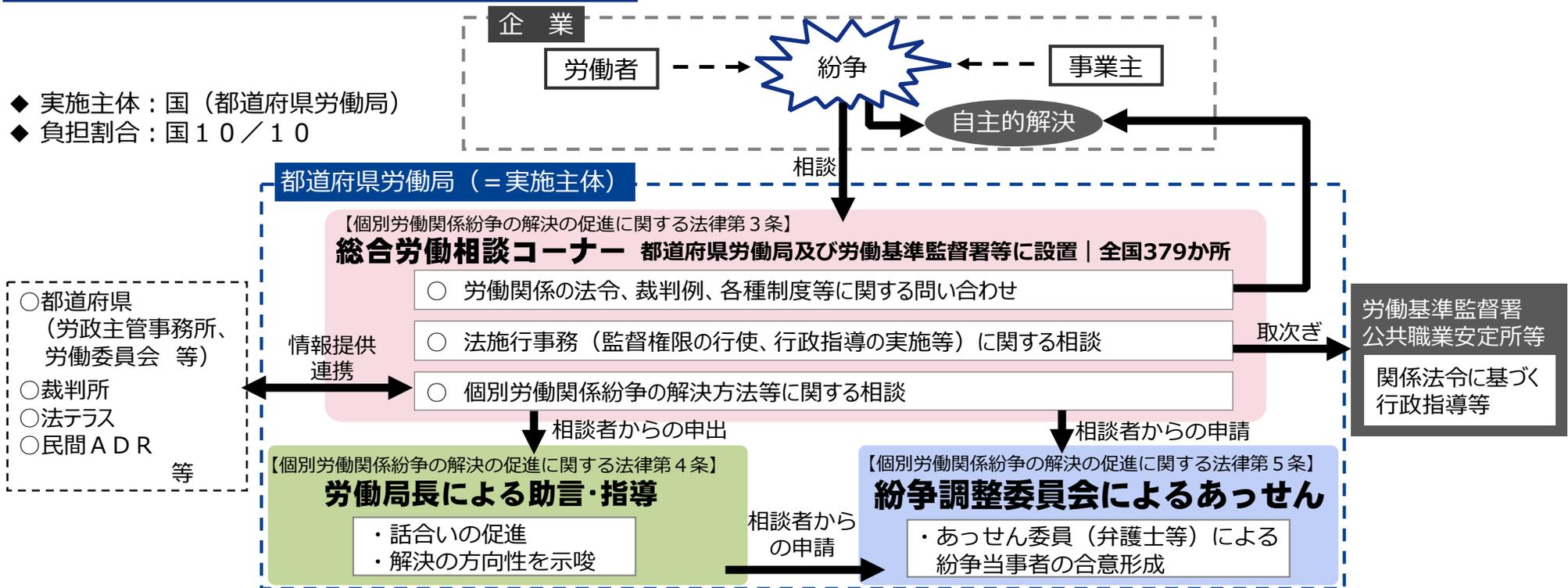
1 事業の目的

近年、労働組合組織率の低下、企業の人事労務管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う。

そのため、司法機関との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供し、当該紛争の未然防止と自主的解決を促進することを目的として事業を行っている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ◆ 実施主体：国（都道府県労働局）
- ◆ 負担割合：国 10 / 10



ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業【平成26年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算(案) : 162億円の内数 (160億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種との支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期(8月)等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業(R4~)

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,172千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,366千円】

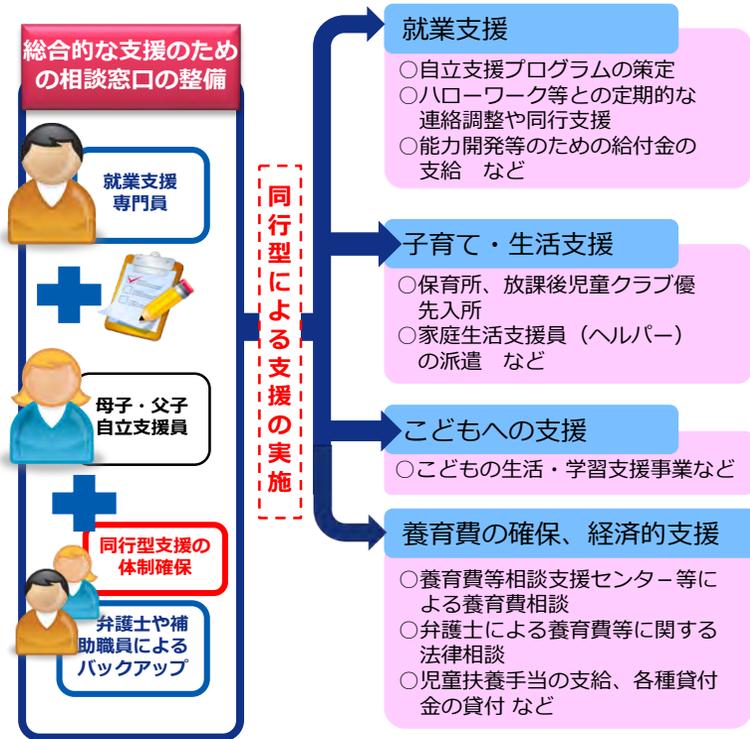
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,580千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるように、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

新 工 同行型支援(新規)【1か所あたり年額4,672千円】

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置人数	22名	36名	52名	61名	74名	93名	98名
相談対応件数(延べ数)	4,580件	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件

いじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進

令和5年度予算額（案）
（前年度予算額）

85億円
80億円



文部科学省

背景・課題

- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、教育委員会・学校だけでは対応できない児童生徒の課題が深刻化。
- 相談・支援を受けておらず、不登校が長期化している児童生徒に対し、必要な支援を行うことが、極めて重要かつ喫緊の課題。
- 事案発生後の対応だけでなく、いじめ等を未然に防止し、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、多様な児童生徒の状況に応じ福祉部局等とも連携した支援を行うことは喫緊の課題。



目標

- 子ども家庭庁とも連携を図りながら、いじめの未然防止、不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンラインも活用しながら、学校や地域において福祉部局等とも連携した広域的な支援体制の構築を社会総がかりで推進する。

文部科学省 <令和5年度予算額案>

専門家を活用した相談体制の整備・関係機関との連携強化等 8,461百万円(7,902百万円)

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究
50百万円(44百万円)【委託】

①スクールカウンセラーの配置充実

- ・全公立小中学校への配置(27,500校、週4時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**(5,400校→**7,200校**、週4時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備**(67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進
- ・自殺予防教育実施の支援

②スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・全中学校区への配置(10,000中学校区、週3時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**(6,900校→**9,000校**、週3時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備**(67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進

③不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・**不登校特例校の設置促進**【新規】

④SNS等を活用した相談体制の整備推進

①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

ゲーム依存等を含むスクリーニング、心身の状況変化の把握に資する1人1台端末等の活用、福祉・医療、民間団体等との連携など

②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

③電話等を有機的に活用した相談体制の在り方に関する調査研究

連携

子ども家庭庁

困難な状況にある子どもへの支援

- ・居場所づくり支援
- ・子どもを守るための情報・データ連携
- ・社会的養護を必要とする子どもに対する支援の充実
- ・アウトリーチ支援 等



いじめ対策

- ①学校外からのアプローチの開発・実証
(地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり)
- ②いじめ調査アドバイザーの任命・活用
(重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等)
- ③普及・啓発

若年妊婦等支援強化加算（性と健康の相談センター事業の一部）

【令和2年度創設】

目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部及び全てを委託するなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

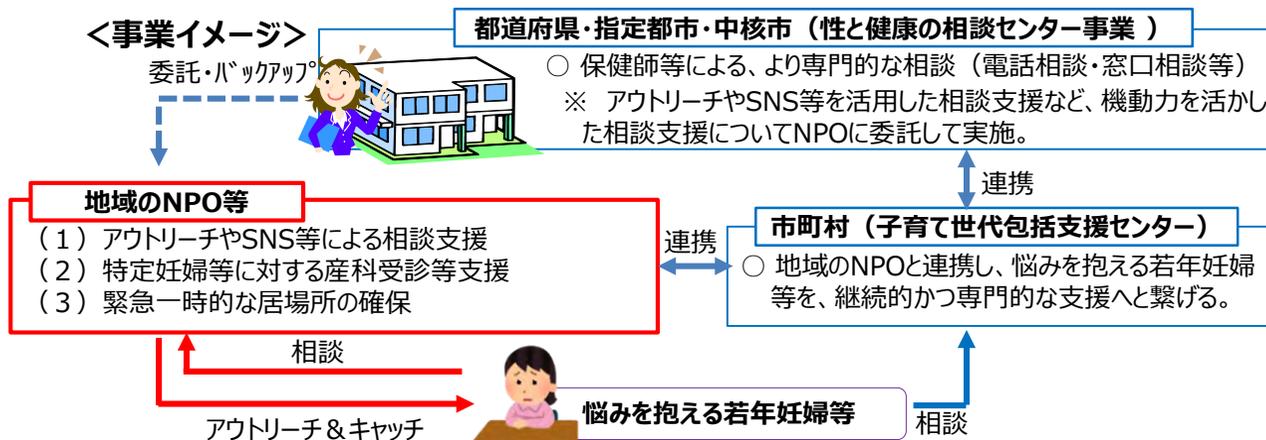
内容

◆ 対象者

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

◆ 内容

- (1) 相談支援等
 - ① 窓口相談
 - ② アウトリーチによる相談
 - ③ コーディネート業務
 - ④ SNS等を活用した相談
- (2) 緊急一時的な居場所確保



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
 - ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
 - ◆ 実施自治体数：15自治体
 - ・ 直営 4自治体
(秋田県、群馬県、京都市、奈良市)
 - ・ 委託 11自治体
(栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、兵庫県、鹿児島県、沖縄県、仙台市)
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース

補助単価案

◆ 補助単価案

①直営	運営費	月額	176,100円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円
②委託	基本分	月額	376,600円
	夜間休日対応加算	月額	56,400円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円

産婦健康診査事業

【平成29年度創設】

目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

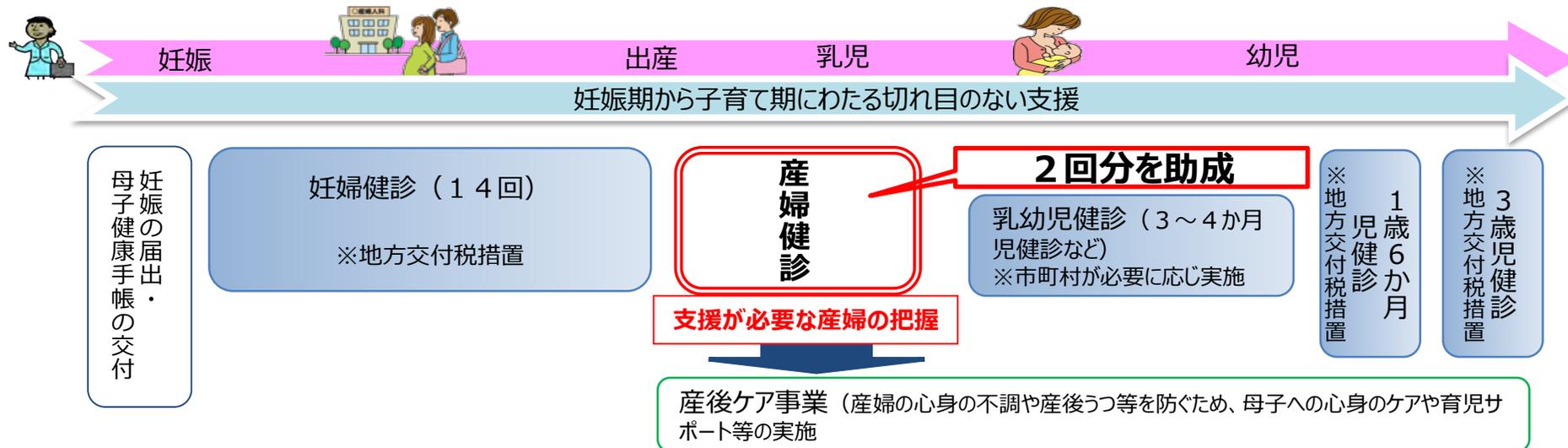
内容

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内容

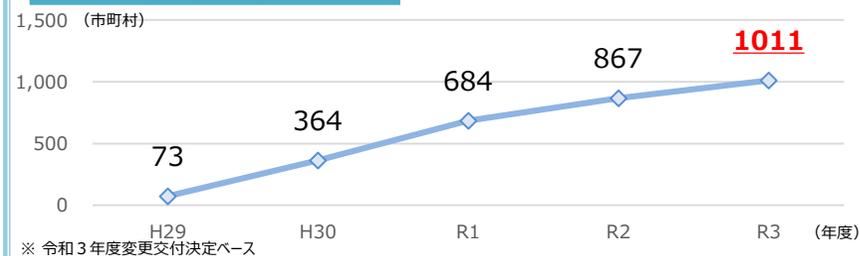
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案 : 1件あたり5,000円

事業実績



産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

【平成26年度創設】

目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとしている。

内容

◆ 対象者（令和5年度実施要綱改正（案））

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価案

(1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,696,000円

(2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,474,700円

(3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）

1回あたり 5,000円

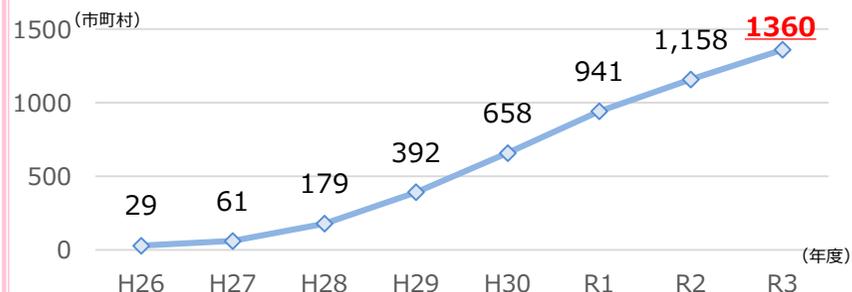
②上記①以外の世帯に対する利用料減免【拡充】（R5～）

1回あたり 2,500円

(4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,715,600円

※ (1) 及び (2) の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

実施自治体



※ 令和3年度変更交付決定ベース

産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

【平成26年度創設】

目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内容

- (1) 利用者の悩み相談対応やサポート
- (2) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- (3) 妊産婦等をサポートする者の募集
- (4) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- (5) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- (6) 多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援（R2～）
- (7) 妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- (8) 出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

◆ 実施担当者

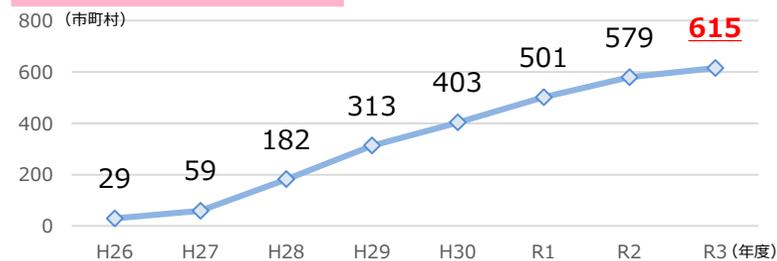
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：月額170,900円～2,745,700円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績



不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

【令和3年度創設】

目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域おける不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内容

（1）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施

（2）ピア・サポート活動等への支援加算

- ・ 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : (1) 月額 679,000円
(2) 月額 196,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 7自治体
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース

妊娠・出産包括支援事業【拡充】

【平成26年度創設】

目的

- 子育て世代包括支援センターの設置及び産後ケア事業の実施の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

内容

1. 市町村事業

(1) 産前・産後サポート事業 (H26～)

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。

(2) 産後ケア事業【拡充】 (H26～)

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

<拡充事項>

利用者の所得の状況に関わらず産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入。

(3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業【拡充】 (H26～)

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。

<拡充事項>

修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけでなく「賃借物件」まで拡大。

(4) 子育て世代包括支援センター開設準備事業 (H29～)

子育て世代包括支援センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

・ 妊娠・出産包括支援推進事業 (H27～)

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。

①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

無戸籍者への対応

令和5年度予算(案) 54,899千円

現 状

- ・ 女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法第772条の規定により、夫又は元夫が子の父と推定されることになるが、他に血縁上の父が存在することなどを理由として、子を出産した女性が出生の届出をしないため、子が戸籍に記載されないことがある。
- ⇒無戸籍者の問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる**重大な社会問題**となっている。

○無戸籍者の数(令和4年12月現在)
⇒ 777人

課 題

- ・ 3組に1組の夫婦が離婚(平成29年人口動態統計(厚生労働省))
- ・ 夫婦が同居をやめた時から離婚届の提出までの期間は17.5%の夫婦が1年以上であり(平成21年離婚に関する統計(厚生労働省))、別居期間中に夫以外の男性との間に子をもつこともあり得る。
- ・ 無戸籍者の母親の中には夫からのDVを恐れるなど行政に対して自ら申出をすることをためらう者も多い。
- ・ 無戸籍者が子を出産した場合、子について出生届を提出することをためらうこともあり得、無戸籍の連鎖となって、**問題が更に拡大**する。

対 策

更なる無戸籍者対策

- ・ 子の出生前から無戸籍解消に至るまでの継続的な手続支援の推進

市区町村・法務局が他の行政機関と連携して無戸籍解消まで一貫して支援するなど行政窓口における丁寧な対応を進めていくことが必要

【具体的なメニュー】

- **ライフステージに応じて、啓発・広報や情報収集の機会を設定**

〔出生前〕

- ・ 医療機関と連携して出生前の受診時に**啓発パンフレットを交付**
- ・ 市区町村での母子手帳交付時に**啓発パンフレットを交付**

〔出生直後〕

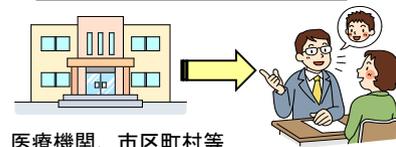
- ・ 医療機関からの出生証明書交付時に**啓発パンフレットを交付**

〔0歳～1歳〕

- ・ ゼロ歳児も含め無戸籍となるおそれのある子について幅広く**情報収集**
- 〔1歳～就学年齢〕
- ・ 児童相談所、教育委員会、学校等と連携して地域に密着した**情報収集**
- 〔就学年齢以降〕
- ・ 教育委員会、学校、民生委員等と連携して地域に密着した**情報収集**

- **解消に至る一連の手続に法務局等の職員が同行・支援**し、当事者の負担を軽減
- 法務局への早期情報提供等を示した**市区町村窓口用のガイドラインを作成**し、市区町村職員に周知することにより行政窓口における対応の充実を図り、当事者の手続に対する抵抗感を軽減
- 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する**法務局の体制強化**

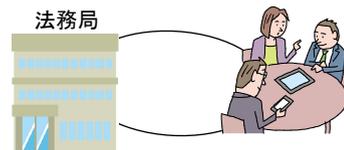
啓発・広報



医療機関、市区町村等

- 手引・リーフレットを窓口へ備付け
- ポスターを関係機関に掲示
- 妊婦用の啓発リーフレットを交付
- インターネットを利用した情報発信(動画作成、インターネット広告等)

情報収集・支援



法務局
地方協議会

- 無戸籍者の支援に係る打合せ等を実施(弁護士等へ謝金)
- 付随業務処理のための非常勤職員を雇用し、体制を整備

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)

「孤独・孤立対策の重点計画」の施策を着実に推進する」

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)

「妊婦を対象としたリーフレットを配布するなどして啓発や相談窓口の案内をし、無戸籍者問題に悩む妊婦や無戸籍者の母に伴走型の支援等を行う。また、無戸籍者解消の流れに関する動画を作成し、ホームページに掲載するなどして、ウェブコンテンツの充実を図る。」



学生のメンタルヘルスケア支援等

大学等への要請、関係省庁等との連携

◎ 文部科学省高等教育局長通知等での累次にわたる要請〈学生のメンタルヘルスケアの充実〉

- ・学内の組織体制の整備（相談窓口の設置、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、新入生をはじめとした学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握、カウンセラーや医師等の専門家との連携等、学生の悩みや不安に寄り添った対応を各大学等に依頼



令和5年度予算（案）において、令和4年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金に学生の相談体制の強化等に必要な経費を計上

- ・厚生労働省と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報等について、大学等を通じて学生に周知
- ・「学生の自殺防止のためのガイドライン」（日本学生相談学会）について、各大学等に周知

大学等の取組状況及び学生の悩み等の把握、好事例の展開

◎ 「コロナ禍の中で学生の理解・納得を得るための大学の工夫例」の公表（令和2年12月23日公表）

- ・1年生を対象としたオンライン座談会の開催、学生ピアサポーター制度（在学生が新入生等にアドバイスを行う制度）の創設等の事例を公表

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査（令和3年5月25日公表）

- ・文科省が作成したウェブサイトより、学生が直接回答
- ・学生生活における悩みとしては将来のキャリアに関する悩みが最も多い
- ・友人関係に関する悩みを抱える学生は3割だが、学年別にみると学部1年生で特に割合が高い

◎ 令和3年度後期の大学等における授業の実施方針に関する調査（令和3年11月19日公表）

- ・各大学等における学生へのメンタルヘルスケア等の取組状況について調査
- ・ほぼ全ての大学等が学生に対する相談窓口を設置
- ・約9割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携、電話やメール等での相談受付を実施

◎ 令和2年度大学における死亡学生実態調査及び自殺対策実施状況調査（令和4年2月24日公表）

- ・大学における学生の自殺の実態と自殺対策の取組について調査
- ・推定される自殺の背景として、最も多い「不明」を除くと、「学業不振」及び「進路に関する悩み」が多い

◎ 学生の修学状況（中退者・休学者）等に関する調査（令和4年6月3日公表）

- ・中途退学者・休学者の状況等について調査
- ・学生全体に占める中退者及び休学者の割合は、令和3年度では令和2年度と比べて横ばいもしくは減少で推移
- ・中退者及び休学者のうちコロナを理由とした者の内訳として、「学生生活不適応・修学意欲低下」が令和3年度では令和2年度と比べて増加



学生相談を担当する教職員への研修・普及啓発

◎ 大学等の教職員が出席する会議やセミナー等での研修・普及啓発

- ・（独）日本学生支援機構において、「心の問題と成長支援ワークショップ」や「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」を毎年度開催

フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

令和5年度当初予算案 78百万円（60百万円） ※（）内は前年度当初予算額 ※ 中小企業庁・公正取引委員会においても別途予算措置

1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、関係省庁と連携し、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「フリーランスガイドライン」を策定した。また、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- 相談窓口におけるフリーランスからの相談件数が増加傾向にあることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境整備を図る。

2 事業の概要・スキーム等

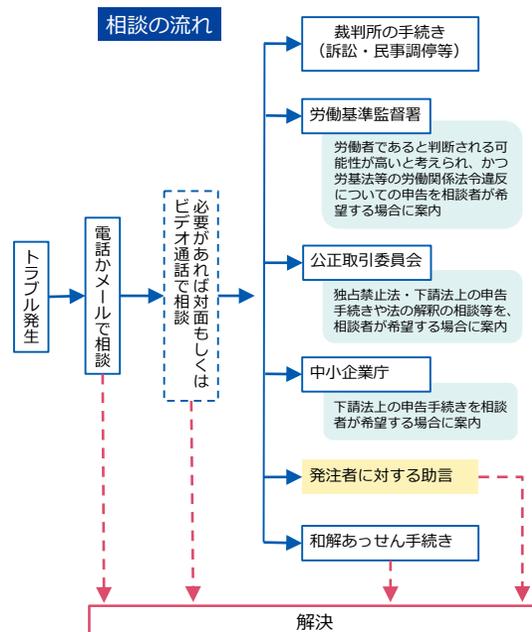
【事業の概要】

フリーランスから、発注者等との間のトラブル等についての相談を受けるなど、紛争解決の援助を行う。

- 弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
- 弁護士による発注者等に対する助言の実施
- 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- 「フリーランスが安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の周知

【事業の拡充点】

- 相談及び和解あっせんに対応する弁護士、事務補助員増員
- 弁護士による発注者等に対する助言の実施【新規】



3 実施主体

民間事業者等（委託事業）

4 事業実績

- 令和3年度相談件数：4,072件
- 和解あっせん受付件数：134件

非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる 早期再就職の支援

令和5年度当初予算案 31億円（31億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 早期再就職の緊要度が高い雇用保険受給者等に対し、就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施。
- 新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、雇止め等による非正規雇用労働者等の増加が懸念されており、こうした非正規雇用労働者等の方々に対する早期再就職を支援するため、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を図る。

2 事業の概要・スキーム等

全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

《実施体制》

- ・ 就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 419人
- ・ 就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分） 60人

就職支援ナビゲーターによる再就職支援プログラム開始者数 約9.6万人
再就職支援プログラム利用者の就職者数 約7.8万人
再就職支援プログラム利用者の就職率 82.5%

《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング 等
- ※ その他、来所困難な求職者へのオンラインによる支援を全国のハローワーク及びマザーズハローワークで実施



令和5年度当初予算案 40億円（40億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。
子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充

設置箇所

- ・マザーズハローワーク 21箇所
- ・マザーズコーナー 185箇所

実施体制

- ・職業相談員 239人
- ・就職支援ナビゲーター 310人 → **321人（11人増）**
- ・求人者支援員 31人

支援内容

一人ひとりの状況に応じた きめ細かな就職支援

担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。

地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを全国のマザーズハローワーク（10箇所→21箇所）に配置。

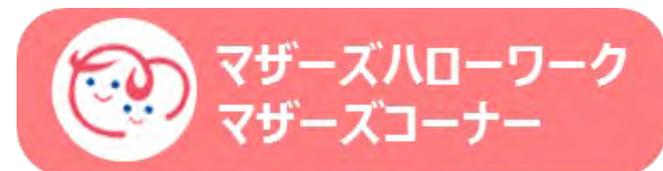
求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供

就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施

各種就職支援サービスのオンライン化の推進

子育て中の女性等が自宅でも就職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク（7箇所→21箇所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。

SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。



事業実績

令和3年度重点支援対象者就職件数：58,108件

ハローワークにおける専門家による巡回相談

令和5年度当初予算案（令和4年度当初予算額）131,570（128,857）千円

- ハローワークを利用する求職者の中には、きめ細かな就職支援と同時に、就職に関連した様々な生活支援等（心の健康相談、多重債務問題、社会保険関係、税金関係等）を必要としている者が少なくない。
- このため、各地域の求職者のニーズを踏まえつつ、ハローワークにおいて、臨床心理士、弁護士、社会保険労務士、税理士等の専門家による巡回相談を実施。

求職者

- ・ 雇止め等による予期せぬ失業
- ・ 業績悪化等による失業への不安 等



来所



ハローワーク

ハローワーク

- ハローワーク職員によるきめ細かな職業相談を実施
- 相談過程で心の不調により就職活動に支障を来す者（※）を把握し、専門家による相談に誘導
※ 将来への不安を抱える求職者、高いストレス状態にある者、うつ状態に陥るおそれのある者 など
- 誘導後も並行して再就職に向けた職業相談を実施

誘導

専門家による巡回相談を実施

- ・ 臨床心理士、産業カウンセラー、精神保健福祉士等の専門家へ委嘱
- ・ 予約制により、ハローワーク内で専門家による個別相談を実施



再就職に向けた円滑な就職活動の支援

就職



求職者のストレスチェック及びメール相談事業

令和5年度当初予算案（令和4年度当初予算額） 5,000（5,000）千円

趣旨

- ハローワークを訪れる求職者の中には、失業していることにより高いストレス状態に置かれている者がみられる。高いストレス状態が長く続くことは、求職活動を進める上で好ましいことではなく、支障を来すことも多いことから、ストレスによって引き起こされる心の焦りや不安などの軽減を図ることで、早期再就職支援を促進することが必要。
- このため、以下の取組を民間事業者に委託して実施
 - ① 求職者自らが現在のストレス状態を把握するための「ストレスチェックシート」を記載したリーフレットを作成・配布
 - ② 特にストレス状態が高い求職者に対しては、専門家による「メール相談」を受けられる体制を整備

支援サービスの内容

- 1 「ストレスによって生じる心配や不安な気持ち(例)」、「ストレスチェックシート」等を記載したリーフレットの作成・配布
 - ※求職者自らがチェックシートの設問に答えることで、現在のストレス状態が把握できる。

次のような心配や不安な気持ちで困っていませんか？

- ◆ 就職活動をしているが自信が全然持てない…
- ◆ ちゃんと働いていけるか非常に心配である…
- ◆ 何の仕事をしていいのかまったくわからない…
- ◆ 家族や周囲になかなか理解してもらえない…
- ◆ 就職したものの職場でうまくいかずつらい…

ストレス状態をチェックしてみましょう

※最近1か月間のあなたの心身の状態についてつけてください。
最も当てはまる状態に付いた数字（点数をもちます。）に「○」を付けてください。

【設問】	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
Q1. ひどく眠れた	1	2	3	4
Q2. へどへどだ	1	2	3	4
Q3. だるい	1	2	3	4
Q4. 気がはりつめている	1	2	3	4
Q5. 不安だ	1	2	3	4
Q6. 落ち着かない	1	2	3	4
Q7. ゆらゆらだ	1	2	3	4
Q8. 何をしても困弊だ	1	2	3	4
Q9. 気分が晴れない	1	2	3	4
Q10. 食欲がない	1	2	3	4
Q11. よく眠れない	1	2	3	4

※職業別ストレス検閲調査表（職業別検閲表）より引用

各設問について「○」を付けた数字を合計してください。
合計が「3」点以上だった方は、「ストレス過多」となっている可能性があります。

合計 点

ストレスチェックシート（裏面）を活用し あなたのストレス状態をチェックしてみて

かんたんな11の設問に答えることで、
あなたが現在抱えているストレスの程度
について知ることができます。

ストレスチェッ
クシート
裏面を
ご活用

- 2 「求職活動」をはじめ、「職場」、「仕事」、「自分の性格」等に関する悩みについて、一人ひとりの相談内容に応じて、専門家による助言・アドバイスのサポートをメールを通じて実施

メール相談及び専門家によるサポート

メール相談を開始するためには、下記URLへアクセスし、あなたの相談内容をメールで送付してください。
携帯電話をご利用の方は、二次元コードからもアクセス可能です。

- ① 平日は原則として2日以内に回答いたします。土日・祝日、お盆前後、年末・年始は回答が遅くなりますので、あらかじめご了承ください。
- ② 3日以上経っても回答がない場合は、「ご入力いただいたあなたのメールアドレスが間違っていること」などが考えられますので、お手数ですが、メールアドレスをご確認・ご入力の上、再度送付してください。
- ③ 相談内容が外部に漏れることは絶対にありません。

専門スタッフが、あなたの悩みを真摯に受けとめ、ストレス軽減に向けて助言・アドバイスをメールでサポートいたします。
あなたの心身の状態や相談内容によって引き続きフォローアップもいたします。

トライアル雇用助成金

(一般トライアルコース)

令和5年度予算案額 4.5億円 (4.0億円)

厚生労働省

■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

■ 助成内容等

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none">○ 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者○ 離職している期間が1年超の者○ 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者○ フリーターやニート等で55歳未満の者○ 特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）	月額4万円

※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。

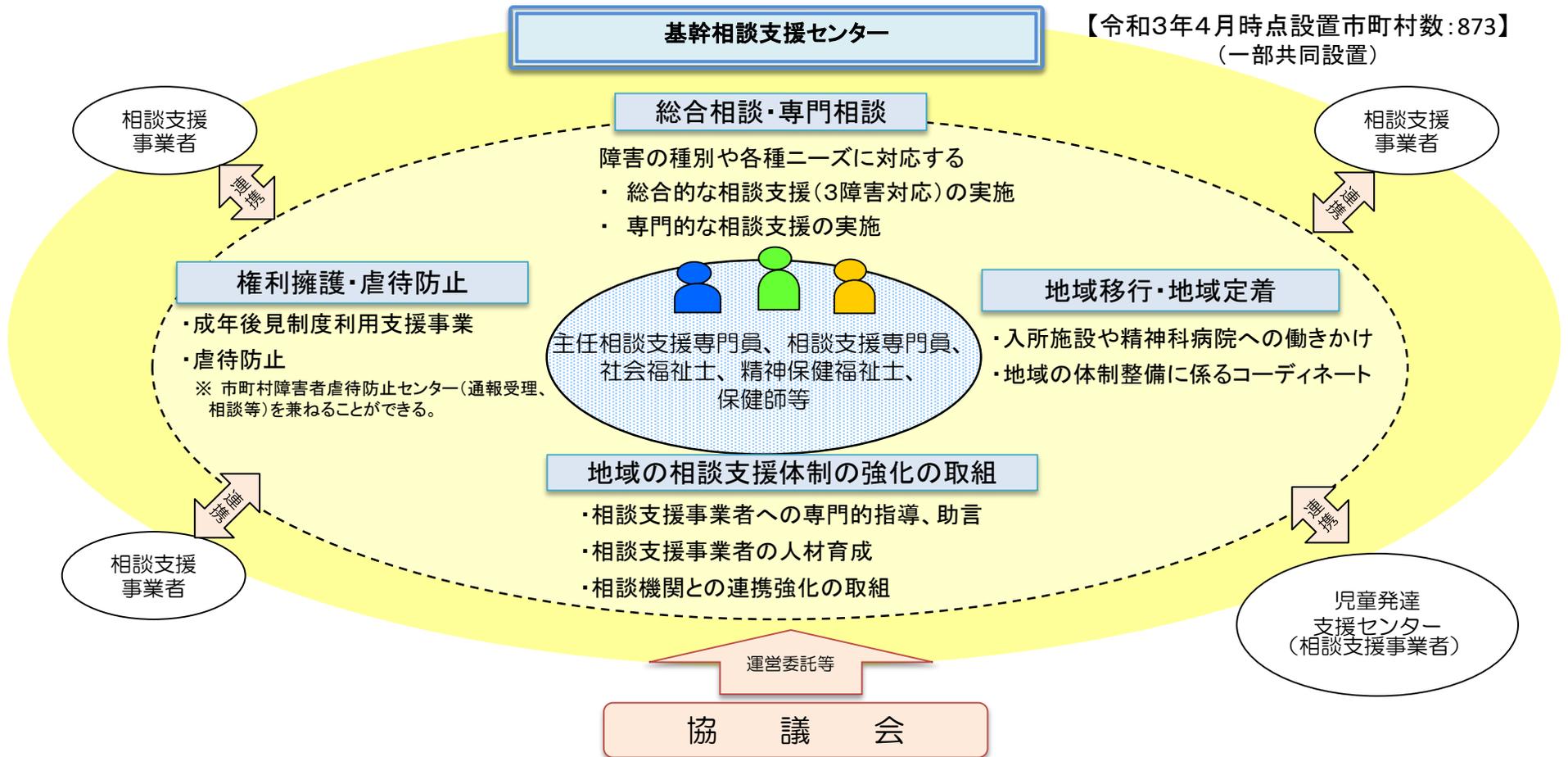
※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期の併用が可能。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象としている（令和5年度予算（案）507億円の内数）。



- ◆ 担当行政機関と異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組み
- ◆ 医療保険・年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関など、いろいろな行政分野の幅広い相談に対応（複数機関にまたがる場合や申出先が分からない場合も受付）
- ◆ 相談は無料、秘密厳守、難しい手続は不要



関連施策との連携等

行政相談は、広く国の行政全般についての相談を受け付けるものであり、困っている方々の相談に寄り添い、社会のセーフティネットとしての機能を有している。

近年は、孤独・孤立対策、外国人対応、ギャンブル等依存症対策、自殺対策等の政策においても、関係機関との連携を図りつつ、個々の相談に対応する役割を担っている。

孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策の重点計画」を踏まえ、デジタルコンテンツの作成やSNSの活用等の取組を実施。

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和5年度予算案:29.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援。
- 悩んでいる人に「気づき」、「声かけ」などを通じ、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成や支援を充実。(一部新規)
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施。(新規)
- 多職種 of 専門家 で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業の実施。(新規)

3. 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた 自殺防止対策の強化(令和4年度補正予算額:59億円の内数)

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響、また、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、地方自治体や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

令和5年度予算案 37億円(令和4年度36億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	29.8億円 (28.7億円)
調査研究等業務交付金	4.9億円 (4.9億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円 (1.1億円)
その他(本省費等)	1.2億円 (94百万円)

※令和4年度第二次補正予算額

・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

2. 指定調査研究等法人の機能確保等 (令和5年度予算案:7.2億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施するとともに、自傷・自殺未遂レジストリを活用した自殺未遂者支援を推進。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、全国的な普及啓発活動を実施。
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築。(研修教材作成、講師養成等)(新規)

若者の自殺
危機対応チーム



ゲートキーパー
養成・支援



電話・SNSを活用した
相談体制の支援強化



地域自殺対策強化交付金

令和5年度予算案 29.8億円

事業概要・目的

【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,007人（令和3年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

【事業の概要】

- 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）補助率1/2, 2/3, 10/10>

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- 若者の自殺危機対応チームによる支援の実施

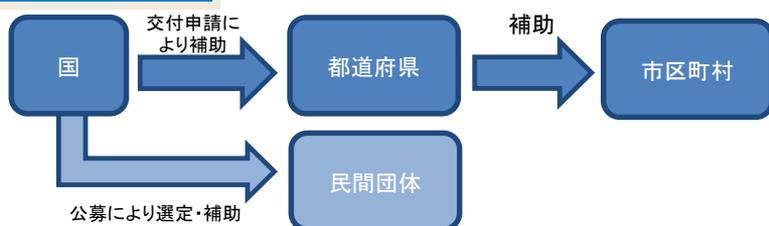
等

<②自殺防止対策事業（民間団体向け）補助率10/10>

- 全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う
 - ・電話・SNS等による相談活動
 - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
 - ・ゲートキーパーになった者に対する支援

等

資金の流れ



期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

国家公務員の心の健康づくり (内閣官房内閣人事局)

5年度概算決定額 **0.05億円**
(4年度予算額 0.05億円)

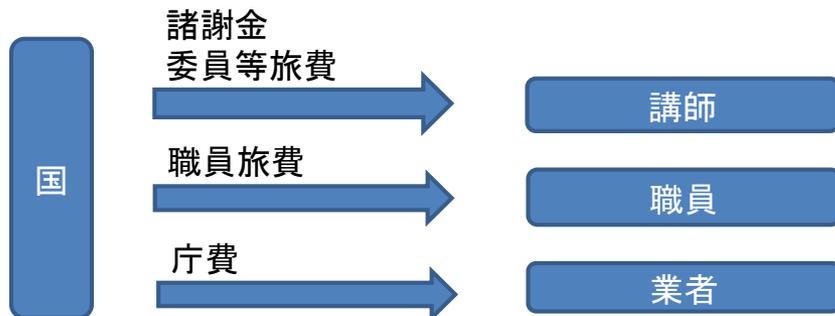
事業概要・目的

- 職場環境の変化、職務内容の多様化・複雑化、テレワーク等新たな働き方の進展の中での心の健康への影響に伴う職員のストレス要因の増加に鑑み、職員一人一人の心の健康の保持増進、心が不健康な状態への早期対応及び円滑な職場復帰の支援と再発防止を目的として、以下のセミナー等を実施しています。
- ①管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー
対象：国の機関の管理監督者
- ②各府省等カウンセラー講習会
対象：国の機関のカウンセラー等
- ③メンタルヘルス対策のための「eラーニング」
対象：新任幹部級・新任課長級職員・新任管理者等

事業イメージ・具体例

- ① 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー
管理監督者としての、心が不健康な職員への対応方法等を学びます。
- ② 各府省等カウンセラー講習会
カウンセラーの役割、カウンセリングに関する基礎的知識を学び、実践的演習を通じて相談者への対応方法を習得します。
- ③ メンタルヘルス対策のための「eラーニング」
メンタルヘルスケアに関する基礎的な知識・理解を深めます。

資金の流れ



期待される効果

- メンタルヘルスに関する知識・理解が深まることで、心が不健康な状態となることの未然防止や早期対応が可能となるほか、長期病休となった職員の円滑な復帰支援が期待されます。
- 上記①、②においては、参加者による意見交換、発表が行われるため、各府省の問題意識、好事例が共有されることで、自府省の取組改善につながります。

カウンセリング・相談体制の充実（令和5年度予算案：約2億円）

（1）現状

- 防衛省・自衛隊で発生した自殺事故の原因や傾向を分析したところ、不幸にして自殺により亡くなった職員は、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを利用した者があまりいないことが確認されている。

（2）具体的取組

- 上記の現状を踏まえ、臨床心理士などの専門家の助けを得ることが重要であるという認識の下、カウンセリング・相談体制の強化を図るため、防衛省・自衛隊では次の取組を実施している。
 - 職員の悩みの深刻化を未然に防止するため、各駐屯地等に部内相談員、部内カウンセラー及び臨床心理士を配置するとともに、部外から民間のカウンセラーを招へい。
 - 職員の複雑な悩みに対応するため、部内相談員・部内カウンセラーに対して、カウンセリング能力の向上を目的とした教育を実施。
 - 若年層を主な対象として、悩みの早期解消を図るため、SNSの中でも利用率が高いLINEを活用した相談窓口を設置。



LINEを活用した相談窓口



令和4年度自殺事故防止ポスター

「こころの健康相談室の運営」

令和5年度予算（案）額 4,085千円

事業概要・目的

「こころの健康相談室」は、一般職国家公務員やその家族、職場の上司等を対象として、職員自身、家庭、職場における部下等に関する悩みの相談に専門医等が応じることにより、職員の心の問題の解決を図り、公務能率の増進及び各府省における心の健康づくり対策の推進等に寄与するため、開設している。

令和2年度中に心の健康の問題により1箇月以上の期間勤務しなかった長期病休者の率は1.54%と、平成30年度に比べて0.15ポイント上昇、特に若年層の長期病休者の率は、平成27年度以降上昇傾向が続いていることから、職員の心の不調を早期に発見して対応する「こころの健康相談室」はますます重要となっている。

「こころの健康相談室」は、これまで対面でのみ実施していたが、相談のため本院及び地方事務局（所）を訪れることが時間的・地理的・心理的に困難な職員がいることや、若年層は対面よりもオンラインでの相談の方が相談しやすいこと、新型コロナウイルス感染症対策にも資することなどから、令和4年度よりオンライン相談を導入。

事業イメージ・具体例

令和4年度から、本院及び4地方事務局において、オンライン相談を導入。本院の第1四半期の相談件数はおよそ1.5倍に増加し、その約半数がオンライン相談。今後は全ての窓口でオンライン相談に対応できるよう体制を拡充。

なお、オンライン相談においては、情報セキュリティを確保するとともに、相手の表情やしぐさ、声の調子等が対面の場合に比べて把握しづらい面があることから、それを踏まえて対応を行う。

人事院職員福祉局職員福祉課健康班 (東京都千代田区) ☎ 03-3581-8311(92569)	人事院北海道事務局 第一課公平勤務係 (札幌市) ☎ 011-241-1249
人事院東北事務局 第一課公平勤務係 (仙台市) ☎ 022-221-2002	人事院関東事務局 第一課公平勤務係 (さいたま市) ☎ 048-740-2005
人事院中部事務局 第一課公平勤務係 (名古屋市) ☎ 052-961-6839	人事院近畿事務局 第一課公平勤務係 (大阪市) ☎ 06-4796-2181
人事院中国事務局 第一課公平勤務係 (広島市) ☎ 082-228-1182	人事院四国事務局 第一課公平勤務係 (高松市) ☎ 087-880-7441
人事院九州事務局 第一課公平勤務係 (福岡市) ☎ 092-431-7732	人事院沖縄事務局 総務課相談室担当 (那覇市) ☎ 098-834-8400

(参考)周知用ポスター

資金の流れ



雑役務費



民間企業

期待される効果

相談を希望する職員が相談しやすい環境を整えることにより、「こころの健康相談室」への相談が増えることで、職員の心の不調を早期に発見して適切に対応することができる。また、これにより、長期病休者の増加に歯止めがかかることが期待される。

メンタルヘルス対策サポート推進事業

事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法をはじめ、ストレスチェックの実施方法も含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員(臨床心理士等)がアドバイスを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を現地に派遣し、アドバイスを行う。

対象者

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

サポート

(メンタルヘルス対策の実施、契約などに関すること)

地方公務員災害補償基金
メンタルヘルス対策サポート推進室

地方公共団体等

【相談事例】

- ・メンタルヘルス不調者等に対する個別具体的な対応策
- ・ストレスチェックの実施方法
- ・職場のメンタルヘルス全般に関すること等

相談

(電話、Web、メール)

サポート

(電話、Web、メールによるアドバイス。必要な場合、現地でも対応)

地方公務員安全衛生推進協会 (メンタルヘルス対策サポート窓口)

- ・電話、Web相談受付:原則週2日【月・木】
10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
電話番号:03-5213-4310(専用ダイヤル)
※相談受付日は、協会ホームページに掲載
※Web相談は、Microsoft Teamsを使用
- ・Eメール相談受付:全日24時間
アドレス:menherusodan@jalsha.or.jp(専用アドレス)
- ・必要な場合、相談員を派遣

<窓口担当者>

- ・メンタルヘルス相談員



連携

※相談事例をとりまとめ、ホームページ等で情報発信

DV被害者等セーフティネット強化支援事業

令和5年度概算決定額 **3.2億円**
(4年度予算額 3.8億円)

事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）支援については、新型コロナウイルスの問題に伴い、DVの増加や深刻化が懸念される中、民間シェルター等の取組や相談体制の充実がさらに重要になっていますが、財政面、人的基盤等は厳しい状況にあります。
- 「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」において、民間シェルター等の取組を支援員の処遇改善等により支援すること、現場のニーズに即した研修を実施し、支援に従事する関係者の相談対応の質の向上に向けた継続的取組を促進すること、相談対応体制の更なる充実を図ることとしています。
- このため、DV被害者等を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う取組を推進する地方公共団体を交付金により支援すること等により、相談対応体制の更なる充実等を図ります。

事業イメージ・具体例

- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援事業）
交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の取組を促進するための経費
①受け入れ体制整備 ②専門的・個別支援
③切れ目ない総合的支援
交付率：国3/4
- 配偶者暴力相談全国共通番号（#8008）の運用



配偶者や恋人等からの暴力（DV）に悩んでいませんか。
相談してみると、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。
ひとりでは悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和5年度概算決定額 4.8億円】
(令和4年度予算額 4.5億円)

目的

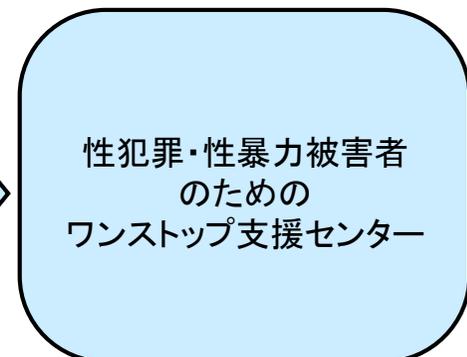
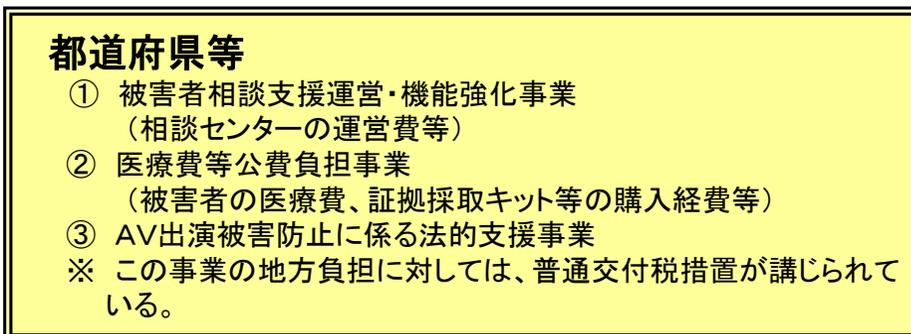
○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

※詳細は交付要綱等において定める。

- ◆ 交付先： 都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費： 都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応等)、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等)
 - ②被害者の医療費等
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用
他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等)
 - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率： 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ その他： 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム



性暴力被害者等相談体制整備事業

令和5年度概算決定額 0.03億円
(4年度予算額 0.03億円)

事業概要・目的

- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」において、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通の短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知を図ることとされています。
- また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの令和2年度の相談件数は、前年度から23.6%増加、令和3年度においても、前年度から14.9%増加しており、多くの相談が寄せられているところです。
- 全国共通番号（#8891）の運営及び周知・広報を通して、性暴力被害者が最寄りのワンストップ支援センター等に簡便かつ迅速につながる環境を整備します。

事業イメージ・具体例

- 全国共通番号（#8891）の無料化の運営により、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの電話につながります。
- また、同番号の周知を図るため、広報用携帯カード等を作成し、地方公共団体等に配布します。



都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる 全国共通番号「#8103（ハートさん）」

令和5年度予算案
11,958千円

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたところ、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等を図る必要。



性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
- 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知を実施している。

性犯罪被害相談電話
シャープ ハートさん
#8103
(発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。)

あなたのお心に
寄り添いたい
みま
まず
は相
か
た
り
で
悩
ま
ず
に
ま
ず
は
相
談
し
て

警察庁
National Police Agency

性犯罪被害相談電話
シンボルマーク
「ハートちゃん」

性犯罪被害相談電話
シンボルマーク
「ハートちゃん」

性犯罪被害相談電話
シンボルマーク
「ハートちゃん」

予算措置状況

性犯罪被害相談電話の運用・
広報推進を図る費用として約
1,200万円（令和4年度）を予
算措置している。

犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実

カウンセリング体制の整備

犯罪により精神的被害を受け、心理学的立場からの専門的なカウンセリングを必要としている犯罪被害者等に対し、その精神的被害を軽減するため、次のとおり、カウンセリング体制を整備している。



カウンセリングに関する専門的技術を有する 職員の配置

警察庁において、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。

令和4年4月現在、46都道府県警察で計177人（うち公認心理師又は臨床心理士132人）の部内カウンセラーを配置している。

カウンセリング費用の公費負担制度

平成30年度までに、全都道府県警察で犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度を整備している。

部外カウンセラーとの連携

その他、民間の精神科医やカウンセラーとも連携を図っている。



予算措置状況

カウンセリング費用の公費負担制度に要する経費や部内カウンセラーの研修に要する費用等として、約6,400万円（令和4年度）を予算措置している。

民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

○ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動

○ 電話相談、面接相談

○ 病院や裁判所等への付添い

○ 被害者・遺族の自助グループ支援

○ ボランティア相談員の養成・研修

等の活動を行い、被害者の精神的被害の回復等被害の早期軽減に大きな役割を果たしている。

- インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度より総務省事業として設置・運営。



(参考)インターネット上の違法・有害情報の分類

1.権利侵害情報

- ・〇〇はセクハラをしている(名誉毀損)
- ・音楽ファイル(著作権侵害)

3.公序良俗に反する情報

- ・人の尊厳を害する情報(殺害画像、死体画像等)
- ・自殺を誘引する書き込み

2.その他の違法情報

- ・児童ポルノ・わいせつ物
- ・麻薬売買の広告

4.青少年に有害な情報

- ・アダルト、出会い系サイト
- ・暴力的表現

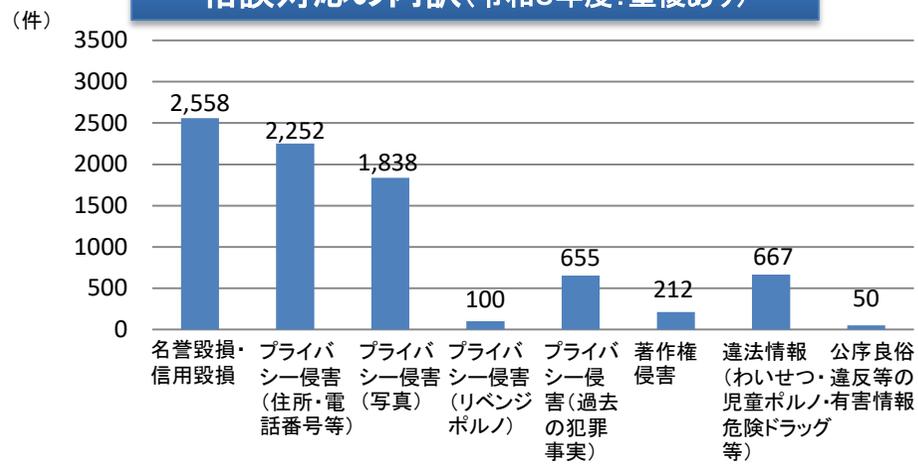
(参考) インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負

- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和3年度の相談件数は、受付を開始した平成22年度の相談件数の約5倍に増加している。
- インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、平成29年に過去最高（平成13年の現行統計開始以降）の件数を更新し、令和3年についても、引き続き高水準で推移している。

違法・有害情報相談センター 相談件数の推移



相談対応の内訳(令和3年度:重複あり)



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件



(参考) 青少年のスマートフォン所有状況(令和3年度)

- ・13～19歳のスマートフォン・携帯電話所有率: **87.7%**
うち、スマートフォン85.6%、携帯電話11.0%

(出典)総務省「通信利用動向調査」(令和4年5月公表)

令和5年度外国人受入環境整備交付金の概要について

令和5年度予算額(案)
1,100,000千円

概要

■目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■交付限度額（整備事業・運営事業共通）

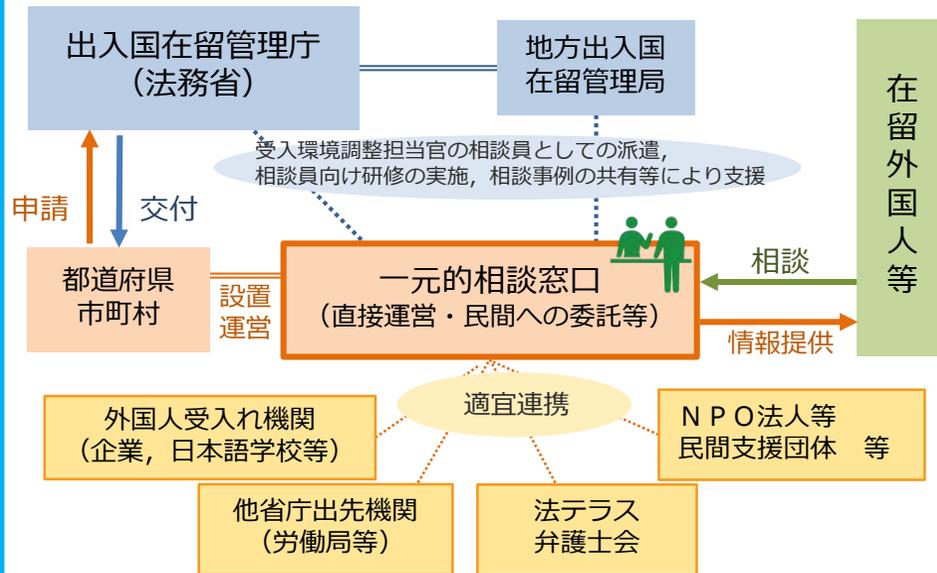
区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	－	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■交付率

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1 (※)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

事業スキーム

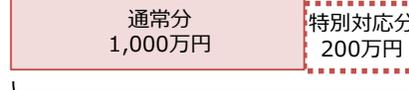


ウクライナ避難民対応の特例

ウクライナ避難民に対して行う情報提供等のための特別な対応をする場合に要する経費（運営事業）について、**交付限度額を超えて交付決定等を行う措置**を引き続き実施予定（令和5年9月末までの運営費が対象）。

特例措置適用のイメージ

例：A県（交付限度額1,000万円）



交付決定額1,200万円

特例措置の対象となる経費の例

- 情報提供等に使用する資料の翻訳費、印刷費
- 相談対応を行うための通訳費、人件費、窓口運営費

（参考）一元的相談窓口設置・運営ハンドブック

一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の取組等について紹介するハンドブックについて、オンライン相談の取組事例、一元的相談窓口でも使用できる通訳支援事業の紹介を加えるなどの改訂を令和4年11月に行いました。

一元的相談窓口の設置や事業充実を検討する際の参考にしてください。 https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/12_00067.html



あたら えいきょう こま がいこくじん
新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のための

F R E S C ヘルプデスク

令和5年度予算額(案)
94,662千円の内数
(デジタル庁所管経費を含む。)

フレスク
FRESCヘルプデスクは、新しいコロナウイルスの影響で仕事がな
くなったなど、生活に困っている外国人の相談を電話で聞きます。
あなたを助けることができる仕組みや、在留<=日本にいること>
のために必要なことなどを教えることができます。困ったことがある
ときは、電話をかけてください。

曜日と
時間

曜日：月曜日から金曜日まで
時間：午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日は開いていません)

ことば

日本語、ベトナム語、中国語、英語、韓国語、スペイン語
(Tiếng Việt) (中文) (English) (코리언) (Español)
ポルトガル語、ネパール語、タイ語、インドネシア語
(Português) (नेपाली भाषा) (ภาษาไทย) (Bahasa Indonesia)
フィリピン語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語
(Filipino) (မြန်မာဘာသာစကား) (ភាសាខ្មែរ) (Монгол)
フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語
(français) (සිංහල) (اردو) (বাংলা)

TEL (お金はかかりません)

0 1 2 0 - 7 6 - 2 0 2 9



がいこくじんざいりゅうしえん
外国人在留支援センター (FRESC)
<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

